

令和３年 第１回上島町議会定例会会議録			
招集年月日	令和３年３月９日（火）		
招集の場所	弓削総合支所庁舎議場		
開 会	令和３年３月９日 午前８時４０分宣告		
応 招 議 員	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	1番 徳 永 貴 久 2番 林 敬 生 3番 藤 田 徹 也 4番 山 上 耕 司 5番 宮 地 利 雄 6番 林 康 彦 7番 池 本 光 章 8番 藏 谷 重 文 9番 寺 下 満 憲 10番 亀 井 文 男 11番 濱 田 高 嘉 12番 池 本 興 治 13番 大 西 幸 江 14番 前 田 省 二	
不応招議員	なし		
出 席 議 員	応招議員のとおり		
欠 席 議 員	なし		
自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 課 長 健康推進課長 農林水産課長 魚 島 支 所 長 消 防 長 建 設 課 長 企画情報課長 住 民 課 長 危機管理室長 商工観光課長 公共交通課長 生活環境課長 教 育 課 長 海 光 園 長	上 村 俊 之 河 端 光 法 高 橋 典 子 中 辻 洋 大 本 一 明 黒 瀬 智 貴 小 林 薫 濱 田 将 典 山 本 九十九 杉 田 和 房 今 井 稔 田 房 良 和 澤 田 一 政 村 上 和 彦 越 智 康 浩 梨 木 善 彦 角 濱 信 夫
議員・職員以外で会議に出席した者			

会議に職務のため出席した者の職氏名	1 2 3	議会事務局 局長 議会事務局 専門員 議会事務局 会計年度任用職員	蓼原 洋 樹 東 秀 彦 久 保 真 弓
町長提出議案の題目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38	上島町行政組織条例 上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 上島町一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例 上島町情報公開条例の一部を改正する条例 上島町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 上島町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 上島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 令和2年度上島町一般会計補正予算（第8号） 令和2年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第3号） 令和2年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算（第2号） 令和2年度上島町へき地出張診療所事業会計補正予算（第1号） 令和2年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号） 令和2年度上島町公共下水道事業会計補正予算（第2号） 令和2年度上島町CATV事業会計補正予算（第1号） 令和2年度上島町農業集落排水事業会計補正予算（第1号） 令和2年度上島町介護保険事業会計補正予算（第2号） 令和2年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第2号） 令和2年度上島町浄化槽事業会計補正予算（第2号） 令和2年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第2号） 令和2年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号） 令和2年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第3号） 令和3年度上島町一般会計予算 令和3年度上島町国民健康保険事業会計予算 令和3年度上島町国民健康保険診療所事業会計予算 令和3年度上島町へき地出張診療所事業会計予算 令和3年度上島町後期高齢者医療事業会計予算 令和3年度上島町公共下水道事業会計予算 令和3年度上島町簡易水道事業会計予算 令和3年度上島町CATV事業会計予算 令和3年度上島町農業集落排水事業会計予算 令和3年度上島町介護保険事業会計予算 令和3年度上島町介護サービス事業会計予算 令和3年度上島町浄化槽事業会計予算 令和3年度上島町魚島船舶事業会計予算 令和3年度上島町特別養護老人ホーム事業会計予算 令和3年度上島町生名船舶事業会計予算 令和3年度上島町上水道事業会計予算	

	3 9 上島町最終処分場建設工事（造成）請負契約の一部変更について 4 0 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて 4 1 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて 4 2 上島町インランド・シー・リゾート フェスパの指定管理者の指定について 4 3 町道路線の変更について
その他の 題 目	1 上島町議会会議規則の一部を改正する規則
日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 2 1 条）
会議録署名 議員の 氏 名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。 7 番・議員 池本 光章 8 番・議員 藏谷 重文
会 期	令和 3 年 3 月 9 日～ 3 月 2 2 日（1 4 日間）
傍聴者数	1 2 名（男 1 1 名・女 1 名）

◎ 開 会

○（前田 省二 議長）

ただ今の出席議員は、全員です。

ただ今から、令和 3 年第 1 回上島町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配布しているとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名

○（前田 省二 議長）

日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 1 9 条の規定によって、7 番・池本 光章議員、8 番・藏谷議員を指名します。よろしくお願いいたします。

日程第 2、会期の決定

○（前田 省二 議長）

日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。

議会運営委員長に、委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員長 池本 光章議員、お願いいたします。

（池本 光章議員、登壇）

○（7 番・池本 光章 議員）

皆さん、おはようございます。議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

令和3年第1回定例会の開会にあたり、去る3月1日に議会運営委員会を開催し、本定例会に上程されます議案につきまして、会期日程並びに議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、本日9日から22日までの14日間とし、議事日程については、お手許に配布のとおり進めることに決定しました。

どうか本定例会の慎重なるご審議と議会運営に各段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わります。

(池本 光章議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。ただ今、池本光章 議会運営委員長から委員会協議の結果についての報告がありましたとおり、本定例会の会期は、本日から22日までの14日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。したがって、会期は、本日、3月9日から3月22日までの14日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第3、「諸般の報告」を行います。

昨年11月、12月そして本年1月分の監査委員からの例月出納検査報告書の写しを議員の皆様のお手元に配布しております。

いずれも出納関係帳簿、預金通帳、証拠書類等と照合した結果、誤りはなく、検査当日における現金保管状況も適正に実施されている旨の報告ではありますが、昨年12月実施分及び本年1月実施分の報告書については、指摘事項並びに監査委員の意見が付されておりますので、その回答があった分についても併せて配布しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第4、「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許可いたします。

○(上村 俊之 町長)(挙手)議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

(上村町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

皆さん、おはようございます。

桃の節句を祝い、瀬戸内も春の訪れを実感する日々となりました。

本日は、令和3年第1回の定例議会を招集いたしましたところ、全員のご出席をいただき誠にありがとうございます。

最初に、先月に発生した地震において被災された皆様方に、心からのお見舞いを申し上げます。

10年前の東日本大震災において大きな被害が発生した時には、上島町からも救急隊員や職員長期応援派遣等で支援協力させていただきました。その現場である宮城県山元町の給水現場をテレビニュースで拝見し、悔しい思いが込み上げてきたのは私だけではないと思います。

上島町として、今後現地から要請があれば、「がんばろう東北」に再度加わりたいと考えております。

新型コロナウイルスについては、愛媛県内で5日連続感染者がゼロになるなど、対策の効果が始まってまいりました。それに加えてワクチン接種が始まりましたので、少しでも早くコロナ禍が収束し、日常生活と経済活動が元に戻ることを願っております。

上島町といたしましても、感染防止対策を緩めることなく、今後の状況に応じて、経済支援を含めた施策を講じてまいります。

このような状況の中で、今、私たちができることは、少しでも町内事業者を支えることだと思います。町内での会食やお買い物等、上島町の事業者を存続させるためのご協力を、町民の皆様よろしくお願いいたします。

さて、懸案の宿泊施設フェスパにつきましては、1月より公募を開始し、3社からの申し込みがありました。2月9日から24日までの期間、選定審議会委員の皆さんに書類及び直接面談審査をしていただき、先日、結果報告を受けたところであります。最終結論については、今定例議会に議題として上程しております。

今回の募集条件として、2,600万円の指定管理料を提示していますが、これは前年度が3,800万円であった額を大幅に削減した予算であり、同年度には、上島町から指定管理者へ別に2,600万円の長期無利子貸付を行なっているのを忘れてはなりません。

本来は、4年前のように指定管理料を0円とし、町民の皆様のお金は投入しない独立採算経営を行わなければなりません。

しかし、3年前の経営者交代により、リピーターや売り上げが大幅に減少したため、公募者を確保するために止むを得ず指定管理料を条件提示しました。

もちろん、この指定管理料は上島町が何年も払い続けるのではなく、新たな経営者の企業努力により必要でなくなることを目標とし、協定書を締結します。その後は、以前のように家賃を払っていただくことを予定しています。

また、現在の指定管理者である株式会社いきなスポレクの社長や取締役については、現状維持で推移しています。その理由は、株主総会の承認を受けていない金融機関からの借入金や監査委員の交代、あるいは法律違反に関わる問題等が解決していないためです。

決算の数字等においても疑問点が多いため、2月末に公認会計士を含めた「フェスパ検証委員会」を設置いたしました。

今後は、過去3年間の経費等を精査することで問題点を明らかにし、健全経営の参考にしたいと考えております。

次に、生名公営渡船の因島側車両待機レーンについてですが、未だに全ての土地の売買契約がなされていない状況に驚きました。この２月末に売買条件が整いましたので、早い段階で契約を交わし整備を進めてまいります。ただ、解体や移転等に大幅な時間が必要ですので、来年３月末には間に合わない可能性があることもご理解いただきたいと思います。

来年度の大きな話題として、岩城橋開通がありますが、弓削商船創基１２０年という輝かしい歴史を刻む年にもなります。１０月と１１月には記念式典や記念行事が開催されますので、上島町民がこぞって参加することで、弓削商船高等専門学校の実績を讃え、益々の発展をお祝いしようではありませんか。

さて、３月定例議会の第１号議案として、上島町行政組織条例を上程しています。これは、現在の課制度を部に再編することで、行財政改革を図ることが目的です。

この再編により、決裁権限を職員に大きく委ねることで仕事を効率化し、町民の要望に素早く応えることができます。内部の行政運営についても、職員が責任と自主性を持って進めるようになり、町民に寄り添った暖かな行政運営を目指してまいります。

もちろん、管理職の総数を減らすことで経費節減を行うことは言うまでもありません。

次に、補正予算と来年度の予算を上程していますので、概略の報告をいたします。

国の令和３年度一般会計の総額は、１０６兆６，０９７億円で、前年度に比べ３兆９，５１７億円、３．８％増となり、過去最高を更新、３年連続で１００兆円を超えています。新型コロナウイルスの影響により、地方税収が大きく落ち込む中、地方交付税の総額は、前年度を０．９兆円上回る額が確保されています。

しかし、上島町の財政は改めて内側から精査しても厳しく、来年度予算編成時に、私の公約である財政健全化に向けて、財源の確保や徹底した事業の見直しを進めました。

その結果、上島町の一般会計当初予算の総額は、６４億３，６００万円で、４年ぶりに７０億円を下回ることができました。

一般会計と特別会計、企業会計を含めた町全体の総額では前年度と比較して、７億４０６万円の減になります。

基金からの一般会計への繰入金についても、対前年度比４億６，２６８万円、３６．６％の減とし、大幅に削減することができました。

歳出については、人件費、公債費等を合わせた義務的経費を、対前年度比１億１，２６５万円の減とし、財政の自由度と弾力性の改善に努めています。

来年度予算の特色の一つは、交通弱者への支援として、町有バス運行用小型車両を整備することです。岩城橋開通に伴い、町有バスの岩城地区への路線延長と共に、各支線について住民の利便性が向上するような運用を計画しています。

具体的には、公共交通ネットワーク審議会等で協議を行い、町民の皆様の意見を反映させてまいります。

移住・定住についても、しまおこし協力隊やＮＰＯと連携し、移住ポータルサイトの運営や空きやバンクの充実により、重点項目施策として取り組んでまいります。

教育環境の整備と支援については、小中学校活性化補助金を復活させることで、各学校において特色ある学校づくりと活性化を図りたいと思います。

更に、GIGA スクール構想への支援、指導主事の増員等、教育への重点支援に取り組んでまいります。また、危機管理・災害対応として、災害情報伝達システムを更新し、高規格救急車を整備すること等により安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

このように、行財政改革と新規施策を着実に進めてまいります。今後も新たな財源の確保、事業の見直し、公共施設の統廃合などを着実に実行しなければならないと考えていますので、町民の皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本日は条例案8件、補正予算案14件、予算案16件を含め43件の議案を上程しております。個々の議案につきましてはそれぞれの時点でご説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適正な決定を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

(上村町長、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで「行政報告」を終わります。

日程第5、一般質問

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第5、「一般質問」を行います。

一般質問を通告されております議員にお願いいたします。

質問は、最前列中央の質問席にて行ってください。質問回数は、会議規則どおり3回までとしますので、質問項目毎に行ってください。以上、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

今回の一般質問通告者は、6名です。

それでは、はじめに徳永議員の質問を許します。

○(1番・徳永 貴久 議員)はい。

○(前田 省二 議長)はい。徳永議員。

○(1番・徳永 貴久 議員)はい。

(徳永議員、登壇)

○(1番・徳永 貴久 議員)

議席番号1番、徳永貴久。本日は2つの質問をさせていただきます。まず、1問目です。「岩城橋開通後の岩城島発着の船舶運航形態について」、岩城橋開通に伴い、町内の人流が大幅に変わることが予想されます。その影響を多大に受けるのは、岩城島を発着する船舶会社、そして、それらの利用者です。岩城橋開通まで約1年となる今、多くの方々がその方向性を注視しています。岩城島を発着する船舶会社とは、どのような交渉を行ってきたのか。また、航路等今後の方向性について、どのような交渉を行って、あつすいません。航路等今後の方向性として現在決定していることがあるのかお示し下さい。

○(上村 俊之 町長)(挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長)はい。上村町長。

(上村町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

徳永議員の質問にお答えします。岩城橋開通による民間航路への影響は、議員のご意見のように多大であり、民間航路業者のみで対応が可能な事案ではないと考えております。生名橋の開通時にも民間航路業者、従業員の失業対策として、生名フェリーへの委託参入を実施しましたが、現在ではその事情も無視されており、岩城橋開通による岩城島の船舶会社への対応も困難になっている状況です。そのほか、影響対策等の具体的内容については、担当課からお答えいたします。

(上村町長、降壇)

○(村上 和彦 公共交通課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい。村上公共交通課長。

○(村上 和彦 公共交通課長) はい。

(村上公共交通課長、登壇)

徳永議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の「岩城島を発着する船舶会社とは、どのような交渉を行ってきたのか。」についてお答えいたします。

岩城島を発着する定期航路の航路事業者は、長江フェリー、岩城汽船、三光汽船、芸予汽船の4社となります。この4社の航路については、愛媛県が設置している「上島架橋航路関係者連絡協議会」において、昨年8月に、上島架橋開通による「影響航路」として指定されております。

ご承知のとおり、岩城橋の建設は愛媛県発注の県道整備工事であることから、影響航路に指定された航路事業者とは、基本的には、愛媛県が架橋の影響による航路補償を含めた今後の航路再編の協議を行うこととなっております。上島町は、地元自治体として、愛媛県と連携・協力しながら側面的な支援を行う立場であると認識しており、情報共有と情報収集には努めておりますが、第三セクターである芸予汽船を除き、これまで直接的な協議や交渉は行ってはおりません。しかし、地元自治体としての責任が当然ありますので、岩城島関連の航路事業者だけでなく、上島町に寄港するすべての影響航路事業者の動向を注視するとともに、愛媛県との連携を強化し、航路事業者との協議を含め、積極的に上島町全体の航路再編に取り組んでまいりたいと考えております。

次に2点目の「航路等今後の方向性として、現在決定していることがあるのかお示し下さい。」とのご質問についてお答えいたします。

現時点では、架橋後の運航体制の方向性を明確に示している航路事業者は上島町としては把握しておらず、架橋後の具体的な運航体制について、各航路事業者内で鋭意検討されている段階であろうと推察しております。

第三セクターである芸予汽船を除き、その他の民間航路の今後の運航体制について、個々の航路の実情等もあり、上島町側からあれこれ言う立場にはございませんが、町民のニーズに応え、多様な選択肢と高い交通利便性が確保される航路の再編が進んでいくことが望ましいものと考えております。

今後は、各航路事業者が運営の見直し等の最大限の検討を行ったうえで、将来的な方向性や方針を打ち出されると思いますので、上島町として積極的に協力又は支援できることを含めた適切な対応を検討するとともに、住民への適切な情報提供を図り、陸上交通を含めた上島町全体の交通体系の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

(村上 和彦公共交通課長、降壇)

○(1番・徳永 貴久 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) 徳永議員。

○(1番・徳永 貴久 議員) はい。

積極的に町が関わる姿勢であるということ、そして現状理解しました。交通体系の整備は、住民福祉に多いにかかわってまいりますので、あの限られた財源の中ではありますが、議論を深めより良い体系交通となるよう共に知恵を絞ってまいりましょう。

よろしくお願いいたします。

続いて2問目の質問に移らせていただきます。

林業の保護育成策について、町は一次産業の活性化に力を入れ、産業の支援育成を行っていますが、移住者によって新たに生まれた一次産業、林業についてお伺いいたします。山を適正に管理していくことは、風景の良化が図れ、観光に注力していく町にとってプラスとなるだけでなく、防災の観点から大雨による土砂災害を減らすことにも寄与すると考えられます。そんな中、約1年前、愛南町の国立公園で大規模な無許可伐採が行われたというニュースが報じられました。林業者にとって資源である原木が無くなってしまうと、資源の回復に多大な時間を要することから、産業として成り立たなくなります。上島町でも同様なことが起きないとは限られないことから、何らかの対策が必要ではないかと感じています。産業として成長させ産地化するためには、資源の保護と人材の育成が重要であることから、①上島町に立木伐採に対しての規制はあるのか。無い場合、条例により営利目的で伐採を行う場合の許可要件を設ける等の考えはあるのか。②上島町には「上島町農林漁業インターン制度」があるが、林業についても、制度の対象となるのか。以上2つについて答弁を求めます。お願いします。

○(黒瀬 智貴 農林水産課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい。黒瀬農林水産課課長。

○(黒瀬 智貴 農林水産課長) はい。

(黒瀬 智貴農林水産課長、登壇)

○(黒瀬 智貴 農林水産課長)

徳永議員の質問にお答えします。

まず、「上島町に立木伐採に対しての規制はあるのか」についてですが、立木の伐採については、森林法という法律によって、5条森林については、伐採の届出や伐採後の造林の届出等が必要である旨の規制が定められております。5条森林とは、市町村森林整備計画で指定された森林のことです。

近年は、森林所有者に無許可で伐採する無断伐採や、必要な届出を行わず伐採する無届伐採が全国的にも問題になっております。上島町においては、森林資源の規模が小さい等の要因から、現時点でこれらの相談や問題等は生じていませんが、住民の皆様や町内外の業者等に対して、ホームページ等により周知して参ります。

つづきまして、「林業についても上島町農林漁業インターン制度の対象になるのか」についてですが、現在の事業実施要綱では、林業でのインターン制度の適用は想定しておりません。インターン認定委員会のメンバーに、農協、漁協のような公共的団体である森林組合が無く、また、インターン研修生を受け入れる中核林業者も無い状況です。また、上島町の総面積は3,038haであり、森林面積は1,483haで総面積の48.8%を占めておりますが、人工林はごく僅かで、私有林も狭小につき、施業林としての林業生産活動に適しているとは言えない状況です。今後、林業でのインターン制度の適用の相談があれば、関係機関と協議のうえ、移住・定住者の確保、林業での生計が可能であるか等総合的に勘案し、検討して参りたいと考えております。

いずれにしても、森林は、水源涵養機能、災害防止機能、快適環境形成機能等、多面的かつ重要な機能を有しておることから、引き続き森林の整備、保全管理に努めて参ります。

以上、よろしくお願いいたします。

(黒瀬 智貴農林水産課長、降壇)

○(1番・徳永 貴久 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) 徳永議員。

○(1番・徳永 貴久 議員) はい。

現状では、制度として対象がないということですが、前向きに検討していただけるということで安心しました。あの一次産業自体は、あの生産額が少ないんですが二次・三次産業へ発展させていくことで、その額というのは指数関数的に増すとともに町の魅力向上にも寄与します。地域発展の礎である一次産業の支援育成を今後お願いし、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

(徳永 隆久議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで徳永議員の質問を終わります。

続いて、大西議員の質問を許可します。

○(13番・大西 幸江 議員) はい。

(大西議員、登壇)

議席番号13番、大西幸江です。今日は1つ質問をさせていただきます。「行政活動の可視化と住民参加を促進せよ」という題です。

様々なメディアで、地方創生、地域再生という言葉を見聞きします。時には、成功例として紹介される取り組みもあり、少子高齢化や過疎化が進む上島町も、まねできることはないかと思いを巡らせるのは、私だけでなく、行政の皆さんや地域の方たちも同様だと感じています。

成功例の紹介を見聞きしていると、やはりカギは住民と行政の協働と覚えることも多く、そのためには、まず住民の方に行政運営に関して関心を持っていただき、上島町の将来をどうしたいのか、みんなで知恵を出し合うことが必要と考えます。

新型コロナウイルス感染症のこともあり、今までと同じ事を繰り返すこともできない状況の中で、当然のように進んでいた、行政活動の可視化や住民参加にも陰りが見えており、会議の傍聴が出来なくなったり、人数制限したりということが普通に行われております。また、上島町はインターネットの活用率もあまり高くなく、一つのメディアや媒体では多くの方にお知らせすることもしにくい状況があり、HPに掲載してパブリックコメントを求めるだけでは、十分な周知とは言えず、住民がパブリックコメントを求められていることすら知らないのが現実です。

そこで質問いたします。

住民の意見を十分に反映させた行政運営をするためには、できるだけ多くの情報の公開や会議の傍聴をするべきだと思いますが、現在、何を基準に傍聴の可否や議事録の公開等決められておりますか。また、時代や法改正が進む中で、どのように見直しをし、実施していますか。住民参加型の行政運営をするために、今後どのような取り組みをするかご説明ください。お願いいたします。

○(杉田 和房 企画情報課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい。杉田企画情報課長。

(杉田 和房企画情報課長、登壇)

○(杉田 和房 企画情報課長) はい。

大西議員の「行政活動の可視化と住民参加の促進」についてお答えいたします。

まず、傍聴の可否や議事録の公開等について何を基準に決めているかについてですが、各委員会・協議会等の傍聴の可否、議事録の公開の可否については、最上位の規定となる各法律に基づき、町条例・規則・要綱等により規定されている会については、傍聴・議事録公開を拒否するものではありません。また、その他の任意の会については、町としての統一した基準というものは決めてはおらず、それぞれの所管課において議事の内容により、傍聴等の設定をしているところでございます。

但し、個人情報等に関する審査会等については、全部あるいは一部を非公開にしております。

次に時代や法改正が進む中で、どのような見直しをし、実施していますかに関してですが、各委員会・協議会等共に、法改正等で傍聴・議事録の公開の義務付け、努力義務付け等がありましたら、それに基づき規定を見直ししていきます。

なお、住民と行政の協働に関して1つ例をあげますと、現在見直しをしている上島町総合戦略については、時代の流れ、他の先進自治体の取り組みを参考にして、住民からの参加者を公募し、ワーキンググループを開催することとしており、一般町民からも広く意見を伺う取り組みを行っています。また、行政活動の可視化として、町には情報公開条例というものがありますが、今議会においてその条例の改正を上程しているところでございます。

改正の内容は、地方自治の本旨は公正で透明な行政であるという観点から、どなたでも文書公開請求ができるという改正や、今まで規定の無かった第三セクターや指定管理者においても、情報公開について必要な措置を講じるよう努めなければならないこと等を明文化しているところでございます。

最後に、住民参加型の行政運営をするために、今後どのような取り組みをしますかについてですが、まず、各会の開催案内やパブリックコメントの募集については、現在のＨＰ・ケーブルテレビだけでなく、新たに導入する防災情報システム等により広く周知し、傍聴等していただけるように努めていきたいと思っております。

前町長時代の平成２９年度から「しまの未来懇談会」という町長と住民との懇談会を行う制度がございました。

これは、町民さんから開催要望があれば、５人以上の団体やグループからの一つのテーマを設けてもらい、そのテーマについて１時間程度の懇談をするというものです。

残念ながらこの制度は住民の方々には浸透していかず、平成２９年度は３件の開催で参加人数は２８人、平成３０年度は２件１３人、令和元年度は１件２１名で、令和２年度は実施されておられません。

そこで、このような結果でございましたことから、令和３年度においては、以前実施しておりました、行政自らが各地区集会所等を回って住民さんとフリーな形で意見交換を行う「まちづくり懇談会」を復活させることとしており、行政運営に活かしていきたいと思っております。

この懇談会を実施することは、大西議員のおっしゃられる「住民と行政の協働」や「住民の方に行政運営に関して関心を持っていただき、上島町の将来をどうしたいか、みんなで知恵を出しあうこと」に繋がっていくものと考えております。

以上で「行政活動の可視化と住民参加の促進」についての答弁を終わります。

よろしくお願いいたします。

(杉田 和房企画情報課長、降壇)

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員) はい。

はい。あの～まあいろいろやってことは当然あると思うんですよ。国からのまあ法律も当然ありますし、で上島町でも先ほどおっしゃった情報公開条例なんかも定めているので、まあ努力はしてると思うんですね。なんですけれども、あの～実際今、あの～バスの再編の問題もあります、交通、公共交通ネットワーク会議なんかに行っても、まあ、出席されてる委員が、あれ何とかの委員会にもいるよねっていうような人がいたりとか、結構重複してるんですね。で、審議会なんかをまあ開く時に、審議会まあ審議会・協議会まあい

ろいろあると思うんですけれども、開く時に結構人が同じだったり。で、傍聴の決まりが各課それぞれということなので、えっこれは傍聴してもいいんじゃないっていうようなものが傍聴できなかったり。で、いつだったかは、あの男女共同参画に関してはお願いをして、あの～結局傍聴をさせていただけるようになったんですけれども、まあお願いしないとなかなか傍聴もさせていただけないというような会が多いんですよ。で、ここはやはりですね、あの～せっかくみんなに参加していただくためのまちづくり懇談会も復活させるのであれば、できるだけ審議会・協議会は、今度あの新しくなった防災の無線も使われるということなので、情報が出せる部分の会は是非傍聴できるように、確かに確かにね傍聴者は少ないんです。昼間やられるのであの～お仕事に行ってる方も多いですから、なかなか傍聴者も少ないんですけれども、できるだけこんな会はやってますよっていうことを知らせて関心を持ってもらう。まず、そこ第一歩だと思うんですよ。で、そういうことをまあしていただきたいのと、議事録の公開に関しても、あの～まあ法に基づいてというふうにおっしゃってんですが、実際よその自治体なんかを見ると、いろんな会議の出せる情報はHPにたくさん出てます。でも上島町の議事録の公開って、基本的に議会の公開だけです。まあ各担当課にいけば、見せていただけるものはたくさんあると思うんですが、広く簡単に情報がとれるようになってないんですね。で、先ほども言いましたけどもお仕事をされている方、なかなか来庁できない方っていうのは議事録を入手しにくい、どんな会議をやっているのか分かりにくいということなので、やはりここも、あの～HPなんかがあるんですから活用して、もう少し公開していただいたほうが、実際農業委員会の議事録はHP等で公開するようになってると思います。でも、やってませんよね、今。確かあの～支所に行けば見せていただけるんですけど、電子媒体ではやってないですよ。で、パブリックコメントなんですけど、これは国のほうはあの～まあ30日以上ってなってて但し日数が足りない場合には短くてもいいよっていう。で、行政の末端自治体の我が上島町だとその義務付けはないので、まあパブリックコメントをどうしても求めなければいけないという判断なんでしょうけれども、いろいろな計画を、まあ3月にやられてると思うんですが、それもパブリックコメントが2週間という短い期間でHPにだけ掲載とかっていう形で進んでいて、で、今回私パブリックコメント、実は男女共同参画でしたんですけれどもその回答はHPにのってません。どんな意見があったかも住民には知らされないし、で、その回答も知らされないまま計画ができあがってしまう。これで住民参加と言えるんでしょうか。この3点についてご答弁をお願いします。

○(黒瀬 智貴 農林水産課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。黒瀬農林水産課長。

○(黒瀬 智貴 農林水産課長)

はい。まずは、農業委員会のあの議事録の公開についてお答えいたします。あの農業委員会のほうでは議事録の公開、HPのほうに公開しておりますので、ご確認のほうをお願い致します。以上でございます。

○(今井 稔 住民課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

はい。え～男女共同参画の計画についてご回答させていただきます。え～パブリックコメント、確かに大西議員さんからいただきました。で、え～とHPのほうには1件パブリックコメントいただきましてありがとうございますというような掲載をしております。え～と応募した際にはですね、一応あの意見はいただいて回答はせずに、委員会のほうでお諮りさせていただく資料とさせていただく、というようなことで掲載をしたような記憶があります。ですので、ご回答はしてないんですが確かに男女共同参画の委員会にかけまして、委員さんからご意見をパブリックコメントのご意見をいただき計画の修正が必要などところは手直ししていくというような形で、できあがりしたらHP等で計画を掲載させていただきたいと、こう考えているところです。以上です。

○(中辻 洋 総務課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長)

えー、先ほどのまああの傍聴の可否そういったところはあの杉田企画情報課長から最初にご答弁いただいたように、まああのこのご回答の通りです。それで、あまりにも基準が違うというご指摘等がございましたら、あの言うていただければ、まあ内部の関係で統一性をもたすということとはできるかと思います。それで、まああと議事録の公開につきましては、まああの担当課、担当課が現在判断してやっているところでございますので、あのすぐにはどうこういうことはできないと思いますが、あの公開の必要性があれば公開するように努めてまいりたいと考えております。以上です。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員)

はい。あの～住民参加をしていただくのに、まず知ってもらわないと駄目だと思うんですよ。で、それなのに会議はやっぱり各課で基準を決めないでバラバラ。で、あの～議事録に関しても同じ。ていうことでは、やはり進みませんよね。先ほど、まちづくり懇談会がその場になっていくだろうというお話されていましたが、まちづくり懇談会は基本的にまあ私も何回も参加しましたがなんか要望のほうが多いですよ。道路を直してほしいとか。で、それじゃあ未来の町の事を話し合う会議にならないじゃないですか。ハード面だけをいくらきれいにしていっても、なかなか内面的なものには浸透していきにくいので。

実際、総合戦略の推進会議もワークショップをって言ってましたけど、あれも去年1回も開きませんでしたよね。まあコロナの関係でそれができなかったんでしょうけど、だからまあ今、それも海の物とも山の物ともまあ分からない状況ですよ。で、それも傍聴できるのかも分からない。で、学校運営協議会なんかは地域住民の参加が絶対必要だと思うんですけど、運営協議会も全然日程が、今HPにあがってません。で、このコロナをね言い訳にするのは当然いいんですけど、会議を傍聴させない、日程もお知らせしない、

中身も見せないっていうのは、行政に参加する意欲も低下しますし、参加しようという気にもならなくなると思うんですけども、その辺のお考えはいかがですか。

○(上村 俊之 町長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

え～あのまず傍聴できない会もあるというようなお話ですが、私まあ11月に就任して基本的には傍聴ができない会は無ないようにしなければならないというのが原則でございます。上島町としては、町民に広く公開し傍聴もできるような体制にもっていきたいと思っております。

ただ、ご案内のように職員に細かく十分に聞くと、あつなるほど、そういうことで町民の傍聴ができなくなっているんだなという会もございます。是非その辺は個別で結構ですので、何故傍聴できないのかというのも聞いていただきましてですね、双方のご意見をご配慮いただきたいと思います。今まで私も職員からの報告の中で個人的に「なぜやらないの。」という事も結構ございますが、よくよく聞けば、「なるほどそういう事か。」ということがございますので、その辺もご配慮願いたいと思っております。

そして、他の委員さんが、重複しているようなお話しではございますが、現在、私が先程申し上げました、11月に就任して、各委員、人事等、前任者のまま対応させていただいております。急に変えるという事は、行政の混乱を招きますので、良いところは良い、悪いところは改善して行きますけれども、良いところは良いところで、継続をさせていただいている状況でございます。各委員につきまして、これからもじっくりと担当課と話をし、その交代と言いますか、任期もございますが、交代の必要性があればしっかりと対応をさせて頂きたい、そのように思っております。

そして、「まちづくり懇談会」につきましては、要望のみだというお話しですが、建設的な話もたくさん出ております。これにつきましても、町民の要望、意見を聞く会でございますので、私としては積極的に進めて参りたいと思っております。そういった中で住民の方々から必要ないというのであれば、控えめにさせていただきたいと思っております。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

はい。学校運営協議会の周知につきましては、十分ではなかったと、まだ出来ていなかったことをお詫び申し上げます。今後は広く周知して参りたいと考えております。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) 大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員)

会議を傍聴できない理由、個人情報等々も当然あると思うんですけども、まあ、出来るだけ皆さんに興味関心を持ってもらうようにやって頂けたらと思います。実際、個人情報をどんどん話をする農業委員会なんかは、その部分を伏せて、開催していますね。という事はやればできるんですよ。教育委員会に関しては、最初から議題を分けていただい

て、傍聴できないところはこことここです。お知らせの元にやられています。これは、やはりやり方だと思うんですよ、だから、一実にもうここはやらない、これは公開しない、とかではなくて、情報の部分、まあ、出してはいけないところの部分は伏せる、若しくは、議事録だったら、黒く消して出されることもあると思うんですけども、そういう形で、もっと広く住民に参加していただけるように、ホームページだけではなくて、広報も利用しようし、防災無線も利用しようし、回覧板も利用しようし、という事でやっていただければと思います。その部分をこれから考え直していただくという事を十分にお願いまして終わりにしたいと思います。よろしくお願いします。

(大西議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで大西議員の質問を終わります。

ここで、9時45分まで休憩といたします。

(休 憩 : 午前 9時35分 ～ 午前 9時45分)

○(前田 省二 議長)

再開いたします。続いて、宮地議員の質問を許可いたします。

(宮地議員、登壇)

○(5番・宮地 利雄 議員)

議席番号5番、宮地利雄です。質問の内容は、上島町で配布しているカレンダーの発行なんですけど、今年のカレンダーがちょっとおかしかったので、ちょっと質問をさせていただこうと思うとんです。

上島町のカレンダーについては、町民が楽しみにしとる人もおるし、全く要らないわ言う人もおると思いますが、あのう、老人会の集まりでちょっと聞いた話では、今年作ったカレンダーですね、このカレンダーが役に立たないから使わないようにしとるという事を聞きました。多くの人から聞きました。これを発行しとる、まあ、財源これは観光協会が発行しとるというのは聞いたんですけど、最近になって聞いたんですけど、あの、これを町の方で、いくらぐらいお金を出しておるのか、それから、これからも続けて発行するこの同じようなカレンダーを発行するのかということを、一つ質問をしたいのですがよろしくお願ひいたします。

○(杉田 和房 企画情報課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 杉田企画情報課長。

(杉田企画情報課長、登壇)

○(杉田 和房 企画情報課長)

宮地議員の質問にお答えいたします。

上島町のカレンダーは、上島町観光協会が、平成28年度から製作し発行しております。

まず、製作にかかる財源ですが、平成28年度から平成30年度までは、観光協会の自主財源で製作しており、令和元年度からは、自主財源及び町の「ふるさと事業補助金」で製作しております。

因みに、令和元年度事業費が471,278円のところ、補助金171,000円出しております。

次に、発行時の行政機関によるチェックですが、補助金は出しているものの観光協会が製作するものであるため、特段のチェックはしておりませんでした。

最後に、意見を参考にさせていただきたいとのことですが、ご意見は観光協会にお伝えし、より良い物を製作する為の一助になればと考えています。

なお、来年度の製作についても、事前の補助金交付要望書の提出がありましたので、事業計画しているようでございます。

以上で答弁を終わります。よろしくお願いいたします。

○(5番・宮地 利雄 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、宮地議員

○(5番・宮地 利雄 議員)

はい、内容は良くわかりました。あまり大した金額ではないと思うんですけど、せっかく作るんですから、住民の気に入るような、ごく普通のシンプルなカレンダーを、去年までは、そういうカレンダーだったんですけど、今年になってどうしてかわ変わったようなカレンダーなんです。これはあのう、私らが進駐軍がおる時にもこういうカレンダーが出ました。あまり良い思い出が無いので、あの、よく観光協会にも伝えとっていただいたら有難いと思います。以上で質問は終わります。有難うございました。

○(前田 省二 議長)

これで宮地議員の質問を終わります。

続いて、寺下議員の質問を許可します。

○(9番・寺下 満憲 議員)

○(前田 省二 議長) 寺下議員。

○(9番・寺下 満憲 議員)

議席9番寺下満憲です。住民と日本共産党を代表しまして、「新型コロナ接種体制の確保と感染対策・生活支援を急げについて」質問をしたいと思います。

新型コロナワクチン接種の実務を担っていくのは、自治体です。では、それをささえる必要な体制の準備は、もう出来ていますかという質問ですが、今月号の広報かみじまで新型コロナウイルスワクチンの接種の流れが掲載されていますが、町には、どれだけの量が届きますか。そして、医師・看護師が確保する目途がたっていますかという質問を、2月の27日に一般通告をしていましたが、ところが3月2日の全員協議会でワクチンの接種をする場所は、いわゆる各地区の公共の施設を想定している。そして、各地区の医療機関の医師が担当することをお願いしているという説明を受けました。その後におきましては、県に国からワクチンの供給があったことが新聞等に報道されていますが、町への配分の時期と配分量の通知はありましたか。この点について伺いたいと思います。

今回のコロナワクチンは、重篤、重症患者を防ぐ効果は確認されていますが、感染を防ぐという効果については、確認がされていないようなことが言われていますが、上島町におきましては、引き続いてどのような感染対策を取り組んでいくのか。この点についても伺い、また2月8日、上島町商工会からコロナ対策に対して、中小の支援を要望するよう要望書が上がってきたことを、新聞報道において知ったわけではありますが、この支援計画をどのように進めて行くのか。この点についてもお答えをお願いします。よろしくお願いします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

(上村俊之町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

寺下議員の質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種については、担当課と愛媛県等により十分な協議を続けており、私にもその都度担当課長から報告を受けております。

また、課長会においても、全ての担当課長に一番新しい情報が伝えられており、担当課のみならず、全課を上げて対応してまいります。最新の情報や詳細につきましては、担当課からお答えいたします。

○(大本 一明 健康推進課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 大本健康推進課長。

(大本 健康推進課長、登壇)

○(大本 一明 健康推進課長)

寺下議員の質問にお答えいたします。

先月の全員協議会でも説明したとおり、接種体制につきましては、町内の数か所での集団接種を予定しております。医療機関と現在協議を進めているところですが、接種会場等については、今、洗い出しをしております。

そして、ワクチンの供給量については、愛媛県への高齢者向けのワクチンが4月中に11,000人分の2回分が配送予定となっており、高齢者の割合に応じて、各市町村に配布をされるという事を聞いております。

また、報道では6月末までに高齢者向けワクチンが43万人分が県に供給されると公表されております。

そして、接種体制に関わる医師、看護師については、町内医療機関で対応するようにはしておりますが、不足が生じる場合については、医師会等に協力を依頼する予定としております。

感染予防対策につきましては、マスクの着用の徹底と手洗いの励行、3密回避を引き続きお願いいたします。

支援計画につきましては、商工観光課長から回答いたします。以上です。

(大本 健康推進課長、降壇)

○(澤田 一政 商工観光課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 澤田商工観光課長。

(澤田商工観光課長、登壇)

○(澤田 一政 商工観光課長)

寺下議員の、上島町商工会からコロナ対策中小支援要望に対しての支援計画の部分に係る質問にお答えいたします。

現在、上島町商工会から、要望及び各事業主からの意見等を集約のうえ、商工会との協議を重ね、具体的な支援事業の策定を行っております。

また、予算化の時期につきましては、国・県からの指導もあり、新年度に入って早い段階で行う予定としておりますが、今後のコロナの動向も含め、更なる良策を協議検討したうえで、再度、現状にマッチした事業計画を行う予定としておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。以上よろしくをお願いいたします。

(澤田商工観光課長、降壇)

○(9番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 寺下議員。

○(9番・寺下 満憲 議員)

引き続き、健康推進課長の方にお尋ねをいたします。ただ今説明におきましては、上島町においては高齢者優先された、高齢者分が第1便として届けられる予定ですね、それについて高齢者全ての人に対する分が一度に来るのか、一部分が来るのか、その点はどのようなのか、数字的なものがはっきりしているのか、その点について伺いたいと思うんです。

なぜならば今、都市の方では不公平感がいろいろ出てくるような状況が生まれているのでね、やっぱりあのう、接種順位とかそういうことでいろいろ論議がなされておると思うんで、そうした点を含めてどのように対処していくのか。

そして、先ほど医療機関の方と医師の方という話でしたが、実際にまだ具体化されて医師の了解の下には進んでいないという状況ですね。もう確約は取れているのかどうか。もう集団接種だけであって、個別接種は上島町は取り入れないという方向付けにおるのかどうか。その点について伺いたいと思います。

そしてあのう、いわゆる今回の接種にあたっては、自主的に自主申告で注射を受けるわけではありますが、この点についてはいろいろ接種をされない条件、それぞれ個々にあるのでね、あのう差別や人権的な問題に対する対策への配慮ですね、いわゆるそういったものの啓蒙活動ですね、そういう点についてどのように取り組んでいくのか。

そして、いわゆるアレルギー体質の人等々について、また、疾患を持たれている方々に対する、いわゆる副反応対策ですね、このような取り組みがきちっと出来ているのかどうか。その点について伺いたいと思います。

そして商工観光課長の方には、いわゆる要望書が上がっている、それに基づいて取り組んで行くという話ですけども、どの様な要望事項が上がっているのか、お披露目いただいたらと思います。

○(大本 一明 健康推進課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 大本健康推進課長。

○(大本 一明 健康推進課長)

はい、先ず最初に上島町に入ってくる量の内11,000人分が手に入ってくると先ほど

申しましたが、高齢者の割合で算出しますと約70人分ぐらいの2回分、まあ、70人から80人の2回分になるので、この配送を県が、どういうふうに計画するかによってなるんですけど、そのぐらいの数量になりますと、やはり高齢者の入居施設を最初にメインとして接種をして行くのが良いかと考えております。ですからいっぺんに高齢者向きに入ってくるわけではないので、入ってくる量に応じて、今後、地域とか場所等を検討したいと思います。

あと、町内の医療機関への協議なんですけど、一応体制としては固まっていて、医師の方もこういう日程で大体行きたいという協議は進んでおります。

個別接種につきましては、一つのアンプルが5人分なので、それぞれの町内の医療機関で接種をするのには、やはり、短期間で5人、最低でも5人必要なので、かなり難しい状況です。ですから、今ファイザー製のワクチンが入ってくる予定となっておりますが、今後、アンプルが1人分とか2人分とかのものになると個別接種も可能な状態になってくると思いますが、まずは、集団接種でやって行きたいと思っております。

あと、これは自主申告で受けるか受けないかって決めることなんですけど、受けない者に対してのその差別等については、今後まあ、そういうことを「誹謗中傷はやめましょう」ということについて、広報はして行きたいと考えております。

また、アレルギー体質のアレルギーが出た時の対応として、一応アナフィラキシーの対応の注射等の薬剤の準備は会場ですしております。

また、魚島等での接種におきましては、消防と協力しながら救急艇を配備しながらということも検討しております。以上となります。

○(澤田一政 商工観光課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 澤田商工観光課長。

○(澤田一政 商工観光課長)

商工会からの要望の内容についてご説明させていただきます。

まず1点目、応援給付金事業の要望がございました。

続いて2点目、感染防止対策が不十分な事業者もまだ多くあるという事で、町での感染防止に強い事業者をつくるため、感染防止対策補助金を新設してほしいと。

最後、3番目ですが、今後のコロナウイルス感染症の状況に応じた支援を要望いたします。といった3件の要望が出ておりました。以上です。

○(9番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 寺下議員。

○(9番・寺下 満憲 議員)

それではあのう、健康推進課の方の答弁はそのくらいにいたしまして、ちょっと住民課の方にちょっと伺ってみたいんですけど、今回のコロナウイルス感染症で、いわゆる所得が落ちた世帯等々があると思うんですね、このような中において、健康保険税の納付とか、いわゆる生保関係、そういった状況はどのようになっとなのか。今、申告時期ではあるが、この申告に基づいて、健康保険税等の減免とか生保に関わる問題等について、今後広報なりで住民に制度というものを広報して行くのか、行かないのか、そういった点についてどのように考えているのか。

そしてあのう、商工観光課長に対しましては、まあ、具体的な細かい点についての要望が出ているのかと思ったら、あまり細かくないのでその点にしておきますが、この度行った商工会飲食業者に対する、いわゆるエールですね。これの評価なり結果なりは、どうだったのか。これに基づいて救済に繋がっていたのか、売り上げが上がって行ったのか、その点はどのように把握をしていますか。その点について伺って、この件についての質問は終わりたいと思いますけど。

○(今井 稔 住民課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

はい。現在、確定申告を受付けているところでございますが、その関係で、コロナで所得が下がったというような状況が判明しましたら、当然国保税というのは、安く低くなるというような流になります。コロナ関係で所得が下がったりとか、税金の関係で、いろいろな疑問がある場合には、住民課の方にお問い合わせ下さい、というようなホームページでも掲載とかはしているというような認識はありますので、再度ちょっと私の方でもホームページを確認させていただいて、もう少しコロナで収入が減った方とか、そういう方の説明文章をもう一回確認をさせていただいて、適切な表現にさせていただきたいと思っていますところです。以上です。

○(澤田 一政 商工観光課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 澤田商工観光課長。

○(澤田 一政 商工観光課長)

先ほどの上島エールの状況と致しまして報告させていただきます。

当初、1, 200万円ほどの予算でしたが、最終的には1, 800万円ほどの実績になるうかと思えます。また、各飲食店への影響についてですけども、非常に好評だったという事です。非常にコロナ禍において、テイクアウトであったり、いろんな形での利用を町民の方からしていただいたというふうに聞いております。

また、そのエールを使う事で、商工会が発行しております商品券が配布されますことから、いろんな小売店であったり、関連、商工会関連のですね、そういう取り扱い店においても広く活用をされたというふうにお聞きしております。簡単ですが、以上です。

○(9番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 寺下議員。

○(9番・寺下 満憲 議員)

2問目に入る前にちょっと、住民課長にお願いしておきたいんですけど、あのう、ホームページだけに頼らずにね、かみじま広報とかいろんな周知で、周知徹底するね、やり方を考慮しながら、してほしいと思います。

引き続きまして、2問目に入りたいと思います。

2問目といたしましては、いわゆる公立病院の再編成の問題ですが、2019年度に厚生労働省から発表された「公立・公的病院の再編統合のリストが、いわゆる424施設の中に、私たちがいつもお世話になっている、日立造船の健康組合で組織されている因島総合病院も

突然の名指しでの、いわゆるプランを2020年9月までに再編、統合、機能移転、ベッドの縮小等の計画を具体化するように求められたわけであります。いわゆる地域の医療の危機的状況になり、上島町では昨年、日立造船本社、そして因島総合病院への要望活動を行いました、その結果や報告を求めます。

また現在、因島総合病院におきましては、夜間の急患のいわゆる救急車の受け入れを休止をしています、その対応は、どのようにしていますか。また今日では、医療圏が遠方になり、住民にとっては高い医療費や通院費の負担が大きくなる状況で、いわゆる交通への支援が求められているように思いますので、町としては、この点については、どのように考えているのか。このことについても答弁を求めます。

○(大本 一明 健康推進課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 大本健康推進課長。

○(大本 一明 健康推進課長)

寺下議員の2つ目の質問にお答えします。

令和元年9月に厚生労働省から公立・公的病院のうち、再編統合の議論が必要と判断された病院のひとつとして、因島総合病院が公表されました。それに伴い、因島総合病院は対策の一つとして、夜間及び土・日の2次救急医療の受け入れを、令和2年4月から中止することになりました。

その後、厚生労働省は、令和2年9月に再編統合を公表した病院について、感染症対策も踏まえ、改めて検証し再整理することを発表しましたが、因島総合病院としては、医師不足により2次救急医療体制の見直しに至っていない状況です。

上島町にとって、地域医療の中心的存在の病院の体制が縮小されることは、町民には大きな痛手となることから、令和2年1月に日立造船健康保険組合に郵送で、そして、令和2年2月に厚生労働大臣あてには、医療圏を超えた地域医療の充実について要望書を持参し提出しておりますが、残念ながら要望書に対する回答はありませんでした。

その後の対応としては、2次救急搬送が増加すると思われるJ A尾道総合病院と尾道市民病院に受け入れの協力依頼をお願いしており、また、因島医師会病院には地域医療としての支援・協力をお願いしております。

現在、2次救急患者の受け入れについて、因島総合病院と直接の協議を始めておりますが、医師不足の現状では、夜間及び土日の2次救急の受け入れ再開は難しいとお聞きしております。

因島総合病院からは、常勤の内科医師の確保が急務であり、医師の確保について協力を頂けないかという依頼がありましたので、上島町としても愛媛県等とも協議を行ってまいります。

交通支援については、対応策が必要かどうか、今後精査してまいります。

以上です。よろしくお願いします。

○(9番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 寺下議員。

○(9番・寺下 満憲 議員)

只今、健康推進課長の方から、理由を説明をしていただいたんですが、まあ、いわゆるこの上島町、まあ、古い歴史からはたどれば、いわゆる大正の時代に、大正6年ですかねえ、大阪鉄工として病院が開設され、昭和18年にいわゆる地域医療をするという事で因島総合病院、いわゆる日立造船が、地域の島々の人たちの医療になってきたわけではありますが、しかしながら今日においては、いわゆる2019年の国からの通達に基づいて12月1日からは、41床を包括ケア病棟に切り替えて行き、2020年の4月から先ほど言われたように、夜間救急、土・日の急患を受け入れられない、このような状況になっておるわけではありますが、21年の3月からは、4階に介護医療医院として、ケアをする病院と老健と兼ねたようなものに切り替わって行く中において、今日上島町において、2次救急病院の運営費を負担しておるわけではありますが、この点を踏まえたと、本来新しく2次救急病院をどこかに求めて行かない、まあ、先ほど説明の中で尾道JA、尾道の市民病院等々が挙げられておるわけではありますが、これによりまして、上島町の住民の健康と暮らしを守らなくてはならない、このように察しておるわけではありますが、今日の状況の中で、今消防に関わると思うんですが、救急車の搬送先ですね。以前は、因島総合病院中心の搬送だったと思うんですけど、近年においては、年間に500回の出動回数があるんですかね。そのうちの尾道方面はどのくらいの走っているのか。そして最近私たちの身近では、市民病院で手術をしたとか、JA尾道総合で手術をしたとかいうお話を聞くんですけど、行政はどのくらいの数字を把握出来ているのか、その点についての答弁を求めます。

○(濱田将典 消防長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 濱田消防長

○(濱田将典 消防長)

はい、現在、因島総合病院と尾道総合病院、尾道市民病院という形で、救急搬送を主に行っておりますが、令和2年におきまして、尾道市民病院への搬送は23.7%、尾道総合病院については37.5%と昨年より上がっております。反対に因島総合病院につきましては、昨年は22.3%という形で、以前47%あったものが、夜間救急の中止により減少しているのが現状です。

なお現在のところ、因島地区という形への搬送という事も視野に入れながら、消防といたしましては、因島医師会病院、または、開業医の先生にもお願いをして救急搬送の受け入れ等もお願いしているところです。以上です。

○(大本 一明 健康推進課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 大本健康推進課長。

○(大本 一明 健康推進課長)

JA総合病院、そして尾道市民病院での手術等の件数については、ちょっとこちらの方では、情報の収集が申し訳れありませんが出来ておりません。

あと先ほど言われました、2次救急の負担金についてなんですけど、因島総合病院と協議した時にですね、「うちは、もう受け入れ出来ないの、受け取ることがちょっと難しい」という話で、その話の基に、JA総合病院と尾道市民病院に協議をしてお願いをするという形で、今その二つの病院に負担金を納めております。以上です。

○(9番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 寺下議員。

○(9番・寺下 満憲 議員)

新年度、いわゆる今回の当初予算の500万円のお金は、2つの病院で250万円250万円ずつという事ですか。因島総合病院のときには、510万円だったんですけど、今回そういう形で予算が変わって来たんだと思うんですけど、私が伺いたかったことは、いわゆる2次救急の受け入れ体制よね。どのようにして行くことを聞きたかったんですけど、もう既にそういった方向に進んでいるという事ですね。

そして、交通手段の問題ですね、これ町長の公約の中に、弱者の交通支援ですね、これを謳った、先ほどその中にバスの町内バスの支援の事を言われたんですけど、今後いわゆる尾道方面に通院とか入院とか、いろいろそういった形での交通手段が多くなって来るのでね、やはりその辺の医療費の掛かると、交通手段に掛かる金額が非常に負担が町民の中に悲鳴を上げているような状況を良く聞くのでね、そこらで何らかの形で支援をする体制ね。いわゆる一部でも負担をして行く、優待券・切符券とか補助金を出すとか、全額まではいらなくても、なんらかの形で交通手段を組み入れて行く。今あのうJA尾道へ行くには三原の高速船を使っていくと、港から病院までのバスがあったりするんでね、やはりそのような形で、三原行き的高速船への一部負担、今回高速船も値上がりするようなことを聞いているので、その値上げ分を負担するとかね、いろんな策を講じて欲しいと思うんですけど、その点について、町長の答弁をいただいて私の質問を終わりたいと思います。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

先ず、2次救急につきまして、少し今、尾道本土で限定されるような方向に進んでいるようなニュアンスに聞きましたが、私といたしましては、ご案内のように救急業務というのは、1分でも1秒でも早い方が良いという認識でございますから、引き続き因島総合病院にも働きかけて参りたいと思っております。私が聞いている範囲では、文章による要望活動は、やっているという事でございますが、とても文章では、真意は伝わらない、熱意は伝わらないと思っております。直接お伺いしまして、しっかりと協議を重ねて参りたいと思っております。だったら今までちょっと足が運べなかったのは、因島総合病院さんのいろいろな事情がございまして、足が運べていない状況でございまして、これからしっかりと努めて参りたいと思っております。

そして、交通費補助につきましてですが、これも担当課と今協議をしております。しかし、その内容が様々でございまして、どこからどこまでのその手段を支援するのか。或いは、どの病気に対して支援するのか、これが複雑でございまして、以前にも、町外しか医療を受けられない方々に対する補助金、支援金を協議したことがございますが、これは上手く纏まらなかったという経緯もございます。なかなか複雑でございましてですね、どこからどこまで、どの病気に対して対応するのか、というところが、地元の先生方と協議して難しかったという経緯もございます。それにつきましても公平公正に対応できる方法がないか協議をして参

りたいと思っております。

○(9番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 寺下議員。

○(9番・寺下 満憲 議員)

以上です。

(寺下議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで寺下議員の質問を終わります。

続いて、林 敬生議員の質問を許可します。

○(2番 林 敬生 議員)

議席番号2番、林 敬生です。本日は2件の質問をさせていただいたと思います。

先ず、「岩城橋完成後の立石港の整備と生名フェリーの運営について」お伺いしたいと思います。

岩城橋完成が約1年後に迫っており、まあ、単純に考えましても、私利用者としましても、長江フェリーの方が生名フェリーを利用されるということでの増員、増収が見込まれると思っております。その中で、立石港駐車場及び駐輪場そういったものが現在のままで対応が可能であるのか。私が日頃朝通勤で利用するのが6時40分便であるんですが、その段階で、天候等が左右されますが、駐車場海側2列が半分程度埋まっていると見受けております。

あと、写真が見えにくいと思うんですが、先日2月17日のお昼に見たんですが、お昼の段階でもう3列目ぐらいまでいっぱい、間間で歯抜けはありますが、いっぱいの状況、という事であります。そういった利用者の心理として、栈橋側に近い駐車場から駐車してしまうのは致し方ないこととは思いますが、昼間、買物・通院等ですね、通院等で利用される方は、3列目以降、遠いところ利用せざるを得ない状況と見受けております。さらに通勤利用者が増加することにより、昼間の短時間利用者の方の利用に支障をきたすようなことがないのか、というところで、駐車場の今後の整備についてお訊かせ願いたい。

また、先ほど来申しますが、利用者増加という事で、朝6時40分便で例えますと、長江フェリーの始発が6時30分であります。その利用者が6時40分便ちょうど重なりますので、まあ、増加がされると。天候や曜日の条件等いろいろ月末とか、週の始めとか条件はありますが、私が利用している限りでは、積み残し寸前の満杯状態で運航することを、今現在でもしばしば見受けております。

そういった事を考慮したうえで通勤時間帯、通学時間帯等の増便計画、そういったものが含まれるのか。又、利用者の増加により増収益が見込まれるのであれば、運賃の値下げ。例えばですが、私なんかでも軽自動車などを使ったりしますが、軽四なんかですと車両運送法上3m40cm未満というふうに規定がされておりますので、まあ、単純に4mに比べて50cm短いという事で、4mの車両7台分で8台の船に乗るということは可能であるといった観点からも、まあ軽自動車(3.5m未満)に対する料金設定はというのは可能ではないのかと考えるとありますが、今現在の今後の運航に対する理事者側のお考えをお訊かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○(山本 九十九 建設課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 山本九十九建設課長

○(山本 九十九 建設課長)

林 敬生議員の駐車場と駐輪場に関する質問にお答えいたします。

先ず、駐車場についてですが、立石港は30台の駐車区画を4区画、計120台、及び隣接している公園の駐車場を65台、合計185台の駐車場を整備しています。

平日の午前・午後・夕方の駐車場の利用状況は、平均約80台で最大92台の利用がありました。一方、長江港の駐車場の利用状況は、平日で約30台の利用があります。

岩城橋開通後、長江港の利用の方の増加分を加味すると、平均100台前後の利用が見込まれ、現在の立石港駐車場に対応できると考えております。

3列目以降の利用についてですが、港湾の駐車場で利用制限を設けることができないため、港に近い1列目から順に利用されている現状です。ただ、長時間駐車になるため、後方への駐車をお願いするなど周知してまいります。

なお、慢性的に駐車場が不足する状況になれば、多目的広場を駐車場として整備する等、対応して行きたいと考えています。

次に駐輪場ですが、現在利用台数約180台で整備しています。最近の利用状況は、100台前後ですので、現在の駐輪場の台数で考えています。

2番目の質問については公共交通課長から回答いたします。以上です。

○(村上 和彦 公共交通課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 村上公共交通課長。

○(村上 和彦 公共交通課長)

林 敬生議員の2番目の質問にお答えいたします。

通勤時間帯の運航につきましては、以前は1時間に6便運航を行っていた時期がありましたが、時刻表どおりの運航ができず、安全な運航の確保が難しい状況であったため、平成24年10月から、現在の1時間5便運航に変更した経緯もあり、現時点ではダイヤ改正を伴った増便は予定しておりません。

岩城橋架橋後の利用予測が難しい面はありますが、新造船「ゆめしま」の建造により旅客定員や車両積載台数が増え輸送能力が向上していること、また、対岸の車両待機レーンの状況を船内で確認することが可能なシステムを導入しており、混雑状況に応じて、折り返しのピストン運航による臨時的な増便を行うことなどで、今後の利用者の増加に対応していきたいと考えております。

しかしながら、慢性的な積み残し状態が発生するとどの円滑な運航が確保できない場合には、安全運航の確保を最優先としつつ、混雑緩和に向けた運航便数や時刻表の見直しを適宜適切に行いたいと考えております。

次に運賃改定の関係につきまして、お答えいたします。

先日の全員協議会の「生名船舶事業経営戦略」でも説明しましたように、岩城橋開通に伴い数年間は増収が見込まれますが、将来の設備投資や今後の人口減少に伴う収入減等にも対応し、持続的で安定的な生名船舶事業の経営を維持するためには、中長期的な視点に立って

経営基盤を強化することが重要であると考えております。こうした経営方針と現在の収支状況から、現在の運賃については適切な水準に設定されているものと判断しておりますが、今後の運賃改定の際には、議員ご提案の件も含めて検討してまいりたいと考えております。

生名船舶といたしましては、今後も利用状況や経営状況等を分析しながら、適正な運賃設定に努めるとともに利便性の向上を図り、円滑な運航ができるよう、生活航路の維持・確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○(2 番 林 敬生議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 林敬生議員。

○(2 番 林 敬生議員)

対策について十分に理解はできましたので、引き続きお願いしたいと思いますが、私からとしまして、利用者の駐車場に関して一言追加させていただくと、特にですね、まあ、皆さんご存知のハローズなんかですと、高齢者優先マークなんかを付けて、あのう店に近いところなんか、まあ、障害者だけではなく、優先マークを付けてですね、駐車場を確保しているという事例もありますので、まあ、出来ればそういう近いところをですね、そういった高齢者の方とかを優先できるような配慮もしていただけたらという事を要望いたします。1 問目の質問は終わらせていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

続いて 2 問目の質問に入らせて頂きます。

○(2 番 林 敬生議員)

「消防署員及び消防団員の資格等について」という大きなくくりをさせていただいておりますが、こちらにいらっしゃる管理者は既にご存知、ご周知のことだと思いますが、平成 29 年 3 月 12 日にですね、改正道路交通法により、“普通自動車運転免許”で運転できる車両というものの制限が変わっております。端的に言えば、総重量 3.5 トン未満である事というふうになっておりますので、直近 4 年間でとられている方というのが、この制限による普通車の免許しか持たれておりません。そういった中、各島の方面隊、魚島方面隊を除く各方面隊に配備されているポンプ自動車、生名方面隊であれば第三分団、弓削方面隊であれば第四分団、岩城方面隊であれば第三分団に配備されるポンプ車は、私の存じ上げている限りでは総重量約 4.8 トンあるという事で、現行の普通自動車運転免許では運転できないと、できる方が少なくなっているというような状況に陥っているかと思います。

また、本部に配置されていますポンプ車、「上島消防 2」ですかね、至っては、中型自動車に分類されます。確か 5. 何トンかありましたか、ごめんなさい。ありましたが、そういったものについては、前回の普通車免許でも 5 トンを超えると運転できないというような形で、職員につきましてそういった資格制限がされているということが現状であろうかと思います。そういった中で、平成 19 年 6 月 2 日にも改正された普通自動車では 5 トン未満という事で、今若い方には準中型 5 トン限定の形で制限されていると思います。

またですね、更に本部に配備されています、救助工作車、「上島救工 1」という車両ホームページには載っておるんですが、そういったものには小型移動式クレーンが装備されており、これの操縦には安衛法、まあ、労働安全衛生法に基づく資格取得が必要であるという風

に認識をされているものと思います。

これらを踏まえたうえでですね、消防署員には活動に必要な資格等、取得計画なんかは十分あるかと思いますが、そういった計画の状況、またですね、今後どういった計画をしているのかご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○(濱田将典 消防長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 濱田消防長

○(濱田将典 消防長)

林議員の質問にお答えいたします。

消防団に配備しているポンプ車は全て車両総重量5トン未満で、平成19年から平成29年3月11日までに普通免許を取得した者については、運転可能となっています。しかしながら、平成29年3月12日以降に普通免許を取得した者については運転することが出来ず、上島町消防団においては2名、うち女性1名が該当します。

消防団員の免許取得については、「消防団員の準中型免許の取得費用に対する公費助成制度」の活用、若しくは車両更新に合わせて3.5トン未満の車両の導入も検討したいと思えます。

消防本部配備の車両につきましては、ポンプ自動車、救助工作車共に車両総重量が5トンを超えており、準中型以上の運転免許が必要となり、新規採用職員は、準中型免許取得が採用条件となっています。

小型移動式クレーン運転技能講習につきましては、公費負担にて順次資格を取得しており、現在有資格者は14名で、令和3年度においては2名が取得予定となっています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(2番 林 敬生議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 林敬生議員。

○(2番 林 敬生議員)

なぜ、このような質問をしたかというといいますと、平成30年の豪雨災害において、上島町にも少なからず被害がありましたが、呉市に住む私の知人からですね、当時の災害復旧作業において、全国からの支援で重機。俗に言うユンボ、バックホーなどが支援されてきたが、オペレーターがおらず、その運行ができなかった、運用ができなかった機体があったというふうに受け承っております。そこで、呉の消防団員の方は、我々も消防団員として小型車両系建設機械の特別教育という資格を取ってですね、そういった災害時に備えるという事を聞き及んでいます。

今現在上島町では、土砂災害なんかの復旧には土木業者と協定等により、復旧を依頼する緊急的に依頼するという事は存じておるつもりですが、大型災害においては、その運転士自体が被災されるという事も考えられることでもあります。そういった想定の下、運転士不足により、まあそういった作業者が使えない事により、人命救助災害復旧が遅れることがないような、スキル(資格)アップを計画的に行う必要があると思いますが理事者としてはどのような見解でしょうか、お訊かせ願えたらと思います。

○(濱田 将典 消防長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 濱田消防長

○(濱田 将典 消防長)

現状において、消防団員に特別教育を受けさせる計画はありません。

団員への特別教育を受けさせた後の定期的な訓練も必要と考えますので、課題や他市町の取組み等、確認しながら検討したいと思います。

運転士不足の対策としては、平成30年の豪雨災害で愛媛県の各地において被害が発生した際、被害を受けた市町へ他の市町の消防団員が応援に駆け付け、活動を行いました。これを機に不測の事態に対処する目的として、愛媛県消防団広域応援協定を締結しました。消防団員で小型車両系建設機械等重機を取り扱える団員の要請も、一つの方策と考えています。

また、元消防団員で重機等扱える方には機能別消防団員への加入の働きも行いたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

議員が仰るように、その機械があってもオペレーターがいないという事は十分に考えられるかと思います。その為にも上島町において、いざという時に支援して頂けるのが町の公共事業者、土木業者の皆さまであると思いますので、しっかりとその方々と協議をしながら、いざという時に地元から支援が、或いはオペレーターが動かせるようなそういう仕組みを考え、経済活動においても緊急時災害時に地元の業者さんには大変お世話になるという事を頭に入れて、様々な施策に取り組んで参りたいと思っております。

○(2 番 林 敬生議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 林敬生議員。

○(2 番 林 敬生 議員)

はい、有難うございました。災害というのは、正直「まさか」が起こるのが災害だと私も思っております。そういったまさかが、想定外だったでは終わらないように十分な研究、又、災害事例が多方面ありますので、10年前の東北震災から始め豪雨災害、いろんな地区でそういった災害が起きておりますので、そういった地区の事例を参考にしながら、上島町に必要な災害対策を取っていただけたらという事を要望し私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

(林 敬生議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで林 敬生議員の質問を終わります。

ここで、10時50分まで休憩いたします。

(休 憩 : 午前10時40分 ～ 午前10時50分)

○(前田 省二 議長)

再開いたします。続いて、藤田議員の質問を許可します。

(藤田議員、登壇)

○(3 番 藤田 徹也 議員)

議席番号 3 番、藤田徹也です。本日は 2 点の質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、「いきなスポレク運営の見通しについて」、先行きの見えない不安定な運営状態にある生名スポレクについては、町民も深く関心を寄せているところですが、今直面している大きな問題は、生名スポレク役員全員が辞意を表明し、現在、株式会社としての体を成していない事。また、金融機関から議会の議決も受けず、独自で借りたお金 5, 0 0 0 万円。すでに宮脇前政権において、税金投入により 2, 0 0 0 万円が返済されていますが、残りの借り入れ 3, 0 0 0 万円の返済の目途が何ら立っていない事。これらの問題を解決しない限り、状況は何も変わらないと思いますが、これらの問題を町はどう解決するのかお訊かせください。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

藤田議員にお答えします。第三セクターである株式会社いきなスポレクは、地方公共団体から独立した経営主体として自らの責任で事業を遂行する法人であり、その経営は自助努力によって行わなければなりません。

また、取締役を辞任するという手段を駆使しても、今までの経営責任から逃れることができないのは言うまでもありません。平成 2 8 年、株式会社いきなスポレクの新たな社長は、営業成績を伸ばしていた課長と取締役を突然解任しました。

更に、平成 2 9 年度からは、教育長を取締役に就任させ、上島町の特別職 2 名が経営者となり、内部運営にも大きく関わってきたにも拘らず、過大な赤字経営という事態に陥りました。

宿泊施設フェスパについては、平成 3 0 年度に選定審議会で 1 位に選ばれた会社を排除し、公募に参加していない株式会社いきなスポレクを指定管理者としています。そのホテル経営の初年度となる平成 3 0 年度に、上島町が 2, 7 5 0 万円の支援を行いました。いきなスポレク株式会社全体で多額の当期損失を計上し、債務超過に陥りました。

また、令和元年度においても、フェスパの温浴施設及びレストラン営業等による経常経費抑制等を怠り、年度途中で事業継続が困難な状況になりました。その赤字補填のため、1 0 月に 1, 2 0 0 万円の指定管理料を支出。そして、3 1 4 万 3 千円の施設使用料の免除等の財政支援を行っていますが、赤字解消の兆しは見られませんでした。

令和 2 年度についてもフェスパの事業継続を行うには、上島町からの指定管理料や貸付金による支援が引き続き必要となり、令和 2 年 4 月に指定管理料として 3, 7 6 8 万 1 千円、経営継続支援として 2, 6 0 0 万円の税金を投入しています。

更に 6 2 8 万 6 千円の施設使用料の免除の決定を行い、財政支援を行っております。

しかし、令和 2 年度決算は債務超過の解消どころか、さらなる赤字を計上する見込みとなっております。これらは、とても果敢出来ない問題であります。もちろん、3 年前の指定管

理者を変更する以前は、フェスパへの上島町からの税金支援投入は1円もなかったことはご案内のとおりです。

今後はフェスパ部門の負債や金融機関からの借入れについては、株式会社いきなスポレクが引き継がなければならないことになっておりますが、以前の株式会社いきなスポレク単体も、既にこの4年間で収支が赤字に陥り、会社全体の資金繰りが非常に厳しい状況であることはご指摘のとおりです。また、この借入れについては会社の定款に謳われている株主総会の承認を受けておらず、正式な手続きがなされていません。

このような事から、現在、上島町においてフェスパ検証委員会を立ち上げ、適切な経営であったかを精査しており、その報告を待って厳正な対応を行わなければならないと考えております。法的に上島町は出資者として、基本的に出資額に応じた範囲において責任を負うべきものであります。

しかし、その会社設立に大きく関与した立場から、今後は健全な会社経営に向け、適切な対応をしなければならないと考えております。その手段として、大きく膨らんでしまった負債返済の為に、更なる税金投入が必要な状況が発生する場合があることを、町民の皆様もご理解いただきたいと思います。以上です。

○(3番 藤田 徹也 議員) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(3番 藤田 徹也 議員) はい。

では、昨年12月前後、約30日間にわたり愛媛県警により、役場行政機関内に捜査が入があり、一連の流れでいきなスポレクが書類送検されていますが、行政職務に支障はなかったのか、また住民サービスに影響はなかったのか、お聞かせください。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。確かに捜査を去年の11月、まあ詳しくはちょっと担当課から資料があれば報告しますけれども捜査を受けており、私が何か決裁する時もその書類が無かったりしましたのでちょっと私も支障がありましたし、職員も大変精神的な苦労があったと私は拝察しております。個別のその時間といいますか、え～どういふんですか捜査の人数といいますか、それについては担当課からお答えさせていただきます。

○(中辻 洋総務課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、中辻総務課長。

○(中辻 洋総務課長)

はい。先ほどの藤田議員の質問でございますが、町に捜査はございました。それで調査協力期間といたしましては令和2年11月7日から令和2年12月8日までと、ほぼ1か月間ということになります。それで捜査協力をいたしました職員数。職員数が述べ55名、それで捜査の協力に要した時間というのが述べ協力時間といたしまして144時間程度という結果となっております。以上です。

○(3番 藤田 徹也 議員) (挙手)。

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(3番 藤田 徹也 議員) はい。

最後に、このような事態がなぜ起こったのか。無計画で無責任な行政運営が繰り返された宮脇前政権。時系列をたどると、弓削汽船委託業務更新の一方的破棄、フェスパ指定管理者決定疑惑、それに伴ういきなスポレクのフェスパ運営大失敗、ごみ収集運搬処理業務不正入札問題等々、とても正常な行政運営とは思えない行政手続き決定までのプロセス、そして行政のチェック機関である議会すら、本分を忘れた数を力にした議会運営が繰り返された背景に、愛媛県警の捜査陥入があることは言うまでもなく明白です。

このような行政運営の下、町は町の宝である企業を失い、優勝な人材を失い、町民に多大な不利益を与えたことを私たちは忘れてはいけません。二度とこのような行政運営、議会運営が行われないよう今、町が一連の不正に関する精査を専門家とともに進めていますが、精査を終えた時点で改めて町民に周知徹底を図らなくてはなりません。そして、一連の不正の渦中にあるいきなスポレクの不幸事、これを見逃すわけにはいきません。

町は、いきなスポレクに対しどのような措置をとるのか。また、運営の先行きが見えない状況に町はどのような方向性を示し、今後どう対処していくのかお聞かせください。

○(上村 俊之 町長) (挙手)。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。今後いきなスポレクに対しどのような対応をしていくのかについてでございますが、まあ、先ほど申し上げさせていただきましたように、フェスパ検証委員会を立ち上げさせていただいております。まあ公認会計士はじめ専門家の方々に今、無駄な経費はなかったか、不必要な支出はなかったかも含めて健全経営であったかということを精査していただいております。その結果を持ちまして、しっかりとこちらでも協議検討させていただいて、今後その運営に対して、上島町自体がどのように対処すべきかということを通き出していきたいと思っております。

それと、いきなスポレクに対してですが、私は以前から申し上げておりますように、フェスパも大切でありますし生名スポレクも大変上島町にとって重要な施設であると思っておりますので、これが維持できるように、対応を重ねて参りたいと思っております。

先ほど議員からありましたように借入れもそうでもあります、運転資金が今もうない状況でございます。大変苦慮しております。どのように対応していいか。ただ、何度も申し上げますように、原理原則、職員の皆さんの雇用を守らないといけないというのが一番でございますので、その時には、議会の皆様方にもご相談をまあ無理をといたしますかご相談をかけなければならない時が来ると思っておりますので、その節にはよろしくご配慮の程、お願いを申し上げたい、そのように思っているところでございます。

本来、上島町長が、まあ上村が社長をやるべきではないかという声もございますが、今まで申し上げましたように様々な問題が残ったままでございますので、それが解決してから私もしっかりと対応していく覚悟はあるつもりです。以上です。

○(3番 藤田 徹也 議員) (挙手)。

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(3番 藤田 徹也 議員) はい。

○(前田 省二 議長) はい、最後です。

○(3番 藤田 徹也 議員) はい。

上村町長にしてみれば、全く身に覚えのない前政権の後始末。しかも、いきなスポレク理事者全員が経営放棄というありえない状況に怒りを乗り越えたものがあると察しますが、運営については、町民の利益を再優先とする政策を英断されるよう強く求めまして、次の質問にまいります。

○(3番 藤田 徹也 議員)

「コロナ禍における商工業者及び個人事業主への支援策について」現在、出口の見えないコロナ禍の中で上島町においても、イベント、地区行事、学校行事、家族あるいはグループでの飲食など、中止・縮小・自粛が相次ぎ、外出の自主規制も常態化し、上島町民の生活もメリハリのない状態が続いております。その中で、窮地に立たされている商工業者及び個人事業主への大胆な支援策が必要であると思いますが、もちろん、国や県の支援策と共に上島町独自の支援策も含め、多岐にわたり支援策が展開されている事は十分承知していますが、支援策の終了あるいは終了間近となっており、町独自の支援策の延長、また「上島町応援割」のような新規支援策はないのかお訊かせ下さい

○(澤田 一政 商工観光課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) 澤田商工観光課長

○(澤田 一政 商工観光課長)

藤田議員の質問にお答えいたします。

まず、商工業者及び個人事業主に対し、町独自の支援策延長と新規支援策についてですが、現在、商工会及び各事業主からの意見等を集約しております。

なお、実施時期につきましては国からの指導もあり、新年度に入って予算化する予定としておりますが、今後のコロナの動向も含め、更なる良策及び継続事業の必要性を協議検討した上で再度、現状にマッチした事業の実施を行う予定としております。

続いて、町民の自粛の常態化の緩和に向けた町の考えについては、危機管理室から回答いたします。

○(田房 良和 危機管理室長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) 田房危機管理室長

○(田房 良和 危機管理室長)

質問は2回に分けてされますか。

後半の質問はされていない。

○(3番 藤田 徹也 議員) (挙手)。

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(3番 藤田 徹也 議員) はい。

すみません。私の書き方が悪かった。これ2回に分けてさせていただきます。

では、この長引くコロナ禍の中で支援策を最大限有効にするには、町内を町民が自由に歩ける環境作りこそが必要だと思います。もちろん、コロナ対策には十分配慮してですが、現在、上島町にはコロナ感染者はいません。コロナ感染者がいないことが前提ですが、町民の自主規制、自粛の常態化の緩和に向け、上島町内、町民を限定とした地区行事、学校行事、町のイベント、グループ活動等の自粛緩和策を、段階を追って取るべきだと思いますが、町はどう考えているのかお聞かせください。

○(田房 良和 危機管理室長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) 田房危機管理室長

○(田房 良和 危機管理室長)

藤田議員の質問にお答えいたします。

町民の自粛の常態化の緩和に向けた町の考え方についてですが、イベントや行事の開催については、愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部の方針に基づいて対応しているところがあります。愛媛県では、地域の行事等については、参加者の連絡先等の把握及び適切な感染防止策を実施することにより、特に自粛を求めているわけではありません。

町といたしましては、何もかも自粛ではなく、慣例の地区行事やグループ活動等については、3密回避などの感染防止対策等徹底し、実施の検討をしていただきたいと考えています。

今後は、愛媛県や上島町のコロナ情勢を分析しながら、上島町に元の活気が戻るような取り組みを実施したいと考えており、町民の皆様には新型コロナウイルス感染症に関する対応状況など、分かりやすく情報提供してまいります。以上です。

○(3 番 藤田 徹也 議員) (挙手)。

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(3 番 藤田 徹也 議員) はい。

ぜひ、商工業者、個人事業主に希望の光が見えるよう、大胆な支援策とその環境づくりを確立していただくよう強く求めて、私の質問を終わります。

○(前田 省二 議長)

これで、藤田議員の質問を終わります。

(藤田議員、降壇)

以上で、一般質問を終わります。

日程第 6、議案第 1 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 6、議案第 1 号「上島町行政組織条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(中辻 洋 総務課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) 中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長)

それでは、議案第 1 号「上島町行政組織条例の全部を改正する条例」について、説明いたします。

提案理由といたしましては、事務事業の複雑化・多様化に対し、関係各課が統一した命令系統の下で、連携・協力し合える組織体制への改革に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

今回は、条例全体を改正するものとなっておりますので、新旧対照表はございません。

改正内容を説明いたしますので、1/2 ページをご覧ください。

第1条の趣旨で、この条例を定める趣旨を規定しております。第1条につきましては、現行の条例と変更はございません。

第2条におきまして『部の設置』を規定しております。今回、部長制を採用することから、総務部・健康福祉部・産業建設部を設置いたします。

第3条におきまして、それぞれの部の分掌事務を規定しております。ここでは、おおまかな分掌業務を規定しております。部より下の内部組織につきましては、規則にて規定していくこととなります。

第4条におきましては、規則への委任を定めております。なお、附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行いたします。

行政組織全体の変更について説明いたしますので、一番後ろに付いております参考資料をお願いいたします。

科の統廃合や所管事務につきましては、先日の全員協議会で説明いたしましたので、本日は、部の下に設置される課を説明いたします。

各部に配置される課についてでございますが、総務部には、総務課・企画情報課・出納室を配置いたします。健康福祉部には、住民課・健康推進課・海光園を配置いたします。産業建設部には、建設課・産業振興課・公営事業課を配置いたします。消防本部には、消防防災課と消防署を配置します。教育委員会及び議会事務局について変更はございません。

その他といたしまして、本日冒頭の町長の行政報告におきまして、管理職の総数を減らして経費の節減が述べられました。

12月の全員協議会におきましても、組織の再編による人件費についての議員の皆様のご意見もいただきました。

課長・主幹級の給料表におきましては、5級・6級の一般行政職の職員数につきましては、今回、部長制を採用した場合におきましても、来年4月の5級・6級の一般行政職員数は、課の統廃合なども今回同時に実施することから、現在よりも若干減少する見込みとなっております。今回の組織の再編によりまして、仕事の効率化、町民の要望に素早く対応する体制づくり。責任と自主性を持った職務の遂行など、町民に寄り添った暖かな行政運営と行財政改革の推進を目指してまいりたいと考えております。以上で議案第1号「上島町行政組織条例の全部を改正する条例」と、関連する行政組織についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はございませんか。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 池本 光章 議員。

○(7番・池本 光章 議員) はい。

各島しょ部と言いますか、魚島、生名、弓削、岩城地区において、支所の中身は、どういう風な形になりますか。

○(中辻 洋 総務課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) 中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長) はい。

各支所という事でございまして、魚島支所につきましては現行とほとんど変わりはございません。岩城支所につきましても現行とほとんど変わりはございません。生名支所につきましては、現在のところ、建設課を弓削に配置換えで戻すという計画となっております。そして、弓削総合支所につきましては、建設課が入ってくるという形になるかと思えます。

それと、出先機関であります、せとうち交流館に現在商工観光課、そして、立石港務所に公共交通課が配置されておりますが、それぞれ「課」という名称は無くなりますが、その出先機関において、それぞれ職務を遂行するという計画となっております。以上です。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

今、担当課長から説明があったとおりではございますが、あくまでもこの条例が通った後、しっかりと精査していくという事でございます。もう決定事項ではございません。

課制度を部の制度に変えて、いかにして機能が上がっていくか。それを中心に、この議会の議決を受けた後に精査して、今、原案は作っておりますが、しっかりと対応していきたいと思っています。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 池本 光章 議員。

○(7番・池本 光章 議員)

なぜ、今なのか。橋が開通した後の1年後の編成でも十分ではないかと考えますが、いかがですか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

もちろん、橋が開通した後も、何かしらの変更はしなければならない、そのように思っておりますが、行政も民間の経営と同じでございます。一步遅れれば、経営状況が悪くなるという事でございますので、先んじてしっかりと対応していく。

で、今回の改正は、今までの不備であったところを補填していくという事でございますので、素早く対応するのが今回の行政の仕事の一つであると考えております。

○(前田 省二 議長)

他に質疑はありませんか。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 池本 光章 議員。

○(7番・池本 光章 議員)

4年前の部長制に、ほとんどまあ戻すというような形を取られるんだろーと思います
が、4年前も判子一つもらうのにですね、かなり職員の時間ロスが出てきたと聞いており
ます。この点については、どうお考えですか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

前も別の案件で申し上げた事があるかも知れませんが、その効率が悪くなるというの
は、その例えば職員の捉え方、課の動きであると思っております。組織がこうなったか
ら、決裁の時間がかかりすぎるという事は、私は無い。かえって部長制度にすることで、
もう町長のところに上がって来なくても良い案件がたくさん出てまいりますので、決裁は
早く対応できると認識しております。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 池本 光章 議員。

○(7番・池本 光章 議員)

まあ部長制で部長が決められたとおり動けば、そういった時間ロスがない、効率の良い
作業ができると私もそうと思いますが、現実には4年前においては部長が動かず、課長を動か
すというような事態も生じ、理事者とのコンタクトがうまく取れず、何時間も待機をさせ
られる、そういった事象があったように私は聞いております。

それで、4年前も、たぶん消防に予防課と言いますか、危機管理的な部署があったよう
に思います。今回たぶん、そういう形に、これ戻されるんだろーと思うんですが、消防署
は海に面しており、1階がほとんど機能をしている状況だと考えます。その消防署に危機
管理を持って行って果たして機能するのか。

災害が起きるという事は、いろんな面で、崖崩れとか、火事、交通事故、いろんな事が
想定されます。私は、危機管理で陣頭指揮を執るのは、やはり役場本部だと思いますの
で、消防では到底これは無理だと思います。役場本部の2階に、1箇所には危機管理を集中
させるのではなく2箇所に分散した方が良いのではないかと考えますが、いかがですか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

まず、部長がまあ動かないというような事でしたけれど、今回、そのような事はないよ
うに対応いたします。万が一、前回あったとしたら大いに反省し、改善すべき点であると思
っております。ご案内のように、課長会というのは今、月に1回やっておりますが、
まあ大人数で集まってももらうにも時間がかかります。ただ、部長制度にすると、3、4人
来ていただければ、あと指示、よろしくお願いしますという事でできるので、早く対応で

きると思っております。同じこと申し上げますが、内部で、部の内部あるいは課の内部で仕事が遅いというのは、もっと職員が課の中で精査すべき案件であると思っております。

それと、危機管理につきましては、ご案内のように、消防署を造るときに災害対応ができる体制をして造っております。発電設備も2階に添えておりますし、全てが2階の部分で危機管理ができるような仕組で、建築時に対応できるようになっております。もちろん、モニターも据えて、私の当時は各支所、まあ魚島が、例えば、今どんな波が来ているのか、どんな風が吹いているのか、それまでも全てがそのモニターで、岩城もそう、生名もそう、佐島、弓削すべてが見れるような体制を整えております。まあ、なぜか、今その機能が麻痺しているというか、使っていないようではありますが、私は設備として、消防の2階が一番適切である、そのように造っております。

この、他の自治体においても、危機管理をどこに置くかという事で様々な協議をなされておまして、ご案内のように総務に置く自治体、あるいは消防に置く自治体、大体二つに分かれております。そういった意味でも、こういう小さな所帯でございますから、消防に様々な危機管理に対応していただく、その方が住民が安心できる。そのように思っております。

もう一点は、この弓削支所において、例えば、衛星携帯電話がしっかりと機能するのか、その辺も精査されておられません。この弓削の庁舎が完全に危機管理の機能ができるのかというと、そうではありません。各町外の連絡網においても、消防の2階で十分できるような体制が整っておりますので、その辺はご安心していただきたいと思いますと思っております。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 池本 光章 議員。

○(7番・池本 光章 議員)

かなりな機器が投入されているのは今の説明で分かりましたが、その機器が投入されていても使える人間が不在では、持ち腐れとなってしまうと思います。そういった所への人員の配置、配備、教育をしっかりと行っていきますようお願いしておきます。そして、この部長制なんですけど、部長制になると、各部長が生名であったり、弓削であったり、岩城であったり、魚島であったり、の一応トップと考えてよろしいでしょうか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい、池本議員の仰るように、まあトップと言いますか、その支所においてトップと考えていただいて結構です。特に、今、お話がありましたように、災害等危機管理において、誰がいざというときに、例えば、弓削にいて岩城に行けない時があります。当然、魚島にも行けない時がございます。まあ、そのために、いろんなモニター等設置しているんですが、それが、今機能してない状況ですけども、その時は「あと部長、任せるぞ」と、あとは全面委任して対応していただくというような効果もございますので、岩城、魚島、弓削、生名に部長を分散させていただいて、すみません、ちょっと今のところ魚島支

所長ではありますけれど、分散させていただいて、いざという時に、適切に責任を持って対応していただくと、このような事を考えております。。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、池本 光章 議員。

○(7番・池本 光章 議員)

以前、私が魚島に勤務していた時に、生名で山火事が発生したと思います。これは記憶に皆さん、新しいと思うんですが、その際に、おそらく部長制を敷かれとったと思います。当然、山火事ですから、消防本部が仕切るとか消防団が仕切るのは当たり前の事だと思うんですが、状況把握、生名島の地区のこういった部分が焼けて、どの程度広がっているのか、その状況把握というのは、消防及び役場の方で把握しておくべきだろうと、通常はそう考えますが、当時の生名支所のトップが果たして現場に出向いて把握していたのか。その点において、すごくあまり良い情報は聞いておりません。

やはり私は、支所長制度の方が責任感を持てるような雰囲気はどうしてもそういうふうに出てきません。部長制にすると、やや腰が引けてしまう。「その島を私が守っていくんだ、管理していくんだ」というような気持ちになりにくいんじゃないかと思うんですね。そういった事がないように、しっかりと組織づくりをやって行っていただきたいと思っています。以上です。

○(上村 俊之 町長) (挙手)

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

池本議員のご指摘、ありがとうございます。そういう事も、また改めて精査して、問題点が無かったか、図っていきたいと思っております。ご案内のように、生名の火事的时候、本当大変な事ではございました。私も現場に行かせていただきましたが、個人的には大変恐ろしくて、よく消防団員、消防職員が消火に当たってくれている。大変感謝を深くしたところでございます。

ただ消防に関しては、また例えば、町長が行ってとか、支所長が行って指図をすると、二元外交みたいになってしまうので、現場においては、消防署長はじめ消防の皆様、全権委任して行動していただいたという事でございます。現場には、私も町長時代、行きましたが、後ろに引いて対応を見ていたというような状況でございまして、今後、もし山火事が起きたときは、消防をはじめ、消防団の皆様、依頼をしないといけない。町長としても、まあ、余分な口出しはしない方が良いでしょう。そのように思っている所でございますが、今、議員の仰るように、各支所でしっかりと責任を持って対応できるような、そういう配置と、そういう認識ですか、そういうことを、今後も職員と共に勉強してまいりたいと思います。

○(前田 省二 議長)

他に質疑はありませんか。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員)

確認なんですけれども、先ほど町長が「課長会ではなく、部長を集めて」と仰ったんですが、それは部長会というようなものになるという認識でよろしいでしょうか。

○(上村 俊之 町長) (挙手)

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

仰るとおりでございます。先ほど申し上げましたように、数十人の課長を集めるというのは、まあ、地の利もあってなかなか大変な事もございます、部長さん、あるいは、教育長、副町長が集まる事の方が容易でございますから、部長会を開催させていただきたいと思っております。以前も課長会とは別に、部長会というのをやっておりました。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員)

そうしましたら、課長会がなくなって、まあ部長会になって、そうすると、集まる時間とかね、経費の問題も軽減されてくるのかなと思うんですけれども、もう一点確認したいんですが、今、部長さんができると、仮にですね、部長さんができると、決裁なんかが、部長でほとんどというか、まあ大半終わってしまうというようなご発言あったと思うんですが、その実際、今、まあ、まだやってないんでねえ、正確には分からないと思うんですけれども、割合分担というのはどのように考えられているのかと、そうすると、じゃあ、副町長の役割というのをどういう立ち位置にされるのか、ご説明いただきたいんですが。

○(中辻 洋 総務課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長)

今現在、まあ上島町の決裁規程というのがありまして、その決裁の規定に基づいて、各、まあ町長、副町長、課長という事で、今現在、決裁規程が決められております。それで、まあ、これがあくまでも通ってからという事になりますが、そういった事で町長の方からも決裁権限の拡大とかいう事も話に出ておりますので、部長とか課長の決裁の権限ですね、そういったとこの今見直し作業の詰めを、今行っているところです。

ですから、まあ、町長が前、ご発言されたのは、町長は外に向いての仕事をしっかりとやると、そして、中の仕事は副町長以下でしっかりとやっていただくというような事もお発言されておりますので、そういった流れで、各事業が決裁されていくものと考えております。以上です。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

今、中辻総務課長が全部言っていたので、そのとおりでございまして、副町長の役目というのは内政と言いますか、町内の事を仕切っていただきたいと思っております。

私のわがままを言わせていただくのであれば、私は町外に対する渉外的な仕事を全力で対応させていただきたい。中の仕事は副町長以下でしっかりと詰めてさせていただきたい、任せていきたい。そのように思っております。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員)

組織を変えるに当たってですね、事務の軽減を図るというのであれば、決裁規程は大体たぶん案が挙がっていると思うんですよ。なので、正確じゃなくても良いので、どの程度の決裁が、その課長になって、部長になって、副町長になるのかという事が計算できないと、ここで事務の簡素化とかね、事務負担の軽減というふうにはなっていないと思うので、大まかな数字で、こうしろとかいうんじゃないいいんで、絶対とかいう話でもないですから、大まかにこれぐらいの計算をしているというのをご公表いただきたいと思いますけれども。

○(中辻 洋 総務課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長)

その決裁規程につきましては、正直言いまして、今、町長の方に最終案を見せている段階でもございませんので、今ここで町長にもお見せしていないものをここで。「こうだ、ああだ」というのはちょっとお控えさせていただきたいと思います。ただ、現在の決裁規程といたしましては、課長が金額で言えば100万円、副町長が300万、そして、それ以上が町長というような格好にはなっていますが、そういった事を拡大するという事で、今現在、内部で詰めを行っております。それで、この議案が通りましたら、町長ともしっかりと最終的な協議でお見せしていくという事になっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

すみません、重なるようですが、改めて申し上げますが、内部規程、決裁規程に関しても、私が独断で「こうしなさい、ああしなさい」と決めているものではありません。事務方には事務方の知識があり、経験値がありますので、その裁量によって部長決裁はここまで、課長決裁はここまでという案を、今、担当課が精査し、協議をしているところです。決定事項ではございませんので、先ほど申し上げましたように、ここで今、公表はできませんけれども、今現在、私にも細かい数字は上がっていない状況でございます。

○(前田 省二 議長)

他に質疑はありませんか。(沈黙) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(沈黙) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号、「上島町行政組織条例」を採決いたします。お諮りいたします。
本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者：徳永議員、林 敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、
藏谷議員、寺下議員、大西議員。

反対者：林 康彦議員、池本 光章議員、亀井議員、濱田議員、池本 興治議員。

はい、起立、多数です。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第2号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第7、議案第2号「上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(中辻 洋 住民課長)(挙手)議長。

○(前田 省二 議長) 中辻総務課長。

○(中辻 洋 住民課長)

それでは、議案第2号「上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」について、説明いたします。

提案理由といたしましては、公職選挙法の改正により、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙運動に対する公費負担の対象が拡大されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この案を提出するものです。

条例の内容について説明いたしますので、1枚めくっていただき、1/5ページをお願いいたします。なお、説明になりましたら、1/5ページからいろいろちょっと跳んだりすることもございますのでご了承ください。

第1条におきましては、本条例の趣旨を定めております。公職選挙法の規定に基づき、先ほど、え～失礼いたしました。選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ、ポスター作成の費用に対する公費の負担に関して必要な事項を定める事としております。なお、この公費負担は、供託物が没収される候補者には適用されません。

このことにつきましては、第2条・第8条・第11条について規定されております。

続いて、第2条から第5条にかけましては、選挙運動用自動車の使用に対する公費負担、委員会への所定の届け出の必要性、公費負担をする場合の公費負担額及び支払手続きについて定めております。

選挙運動用自動車の公費負担につきましては、その契約の有償契約の形態によりまして、公費負担額が変動いたします。これは、第4条に規定されております。

第6条から第8条にかけましては、選挙運動用ビラの作成費に対する公費負担、公費負担額、及び支払手続きについて定めております。

ビラの単価と作成枚数には、それぞれ限度が決められておりまして、ビラ1枚の限度額は、7円51銭。作成枚数の限度は、町長選挙におきましては、5,000枚まで。町議会選挙におきましては、1,600枚までとなっております。

第9条から第11条にかけましては、選挙運動用ポスターの公費負担、その公費負担額及び支払手続きについて定めております。

ビラと同様に、1枚当たりの単価や枚数の限度が決められておりまして、現在の上島町のポスター掲示場の数で試算いたしますと、限度額は、337,314円となります。

第12条では、この条例の施行にあたり、必要な事項については、委員会が別に定めるという委任規定を定めております。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で、議案第2号「上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

○(9番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、寺下議員。

(寺下議員、登壇)

○(9番・寺下 満憲 議員)

私は、町長、町議会議員選挙の改正について、反対の立場で討論に立ちます。

今日までの選挙法によって自由に立候補ができ、選挙活動ができたわけではありますが、今回の公職選挙法に基づいて、供託金制度が導入されることによって、その供託金の準備のできない方においては立候補ができなく、また、供託金を用意できても、特定得票法定数が獲得できなければ、いわゆる供託金が没収され、また、公費によって選挙の費用が受理できない。このような形で、本来なら誰もが立候補をでき、誰もが議員へと進んでいける今までの選挙法が自由に活発に選挙運動もでき、町政に携わりたい、その思いが反映できる選挙制度であったので、今回の改正においては、私は反対の立場を取ります。以上です。

(寺下議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

他に討論はありませんか。（沈黙）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号、「上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者：徳永議員、林 敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、林 康彦議員、池本 光章議員、藏谷議員、亀井議員、濱田議員、池本 興治議員。

反対者：寺下議員、大西議員。

はい、起立、多数です。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

確認します。お昼が近いので、ここで少し早いのですが、休憩取りたいと思いますが、よろしいですか。（複数の「はい」の声あり）はい、それでは、ここで一旦休憩に入ります。再開は（午後）１時といたします。

（ 昼 休 憩 ： 午前１１時４８分 ～午後１時００分 ）

日程第８、議案第３号

○（前田 省二 議長）

再開いたします。

続いて、日程第８、議案第３号「上島町一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○（越智 康浩 生活環境課長）（挙手）議長。

○（前田 省二 議長） はい、越智生活環境課長。

○（越智 康浩 生活環境課長） はい。

議案第３号、「上島町一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例」についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、平成３１年度に着手した佐島の最終処分場が完成することから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条の２の規定により、廃棄物を処理するため地方自治法第２４４条の２の規定に基づき、管理型一般廃棄物最終処分場に関する規定を整備する必要があることから、この案を提出するものです。

１ページをお願いいたします。

第１条では、先ほど提案理由でも説明しましたとおり、最終処分場の設置について、第２条は、名称及び設置についてです。

名称は、上島町佐島一般破棄物最終処分場。位置は、上島町弓削佐島１９６２番地とします。

第３条では、管理について、第４条では、搬入することができる廃棄物について、第５条では搬入の許可、第６条では利用条件、第７条では手数料についてですが、上島町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の規定に基づき、不燃物の処理手数料を徴収することとします。

２ページ目をお願いします。

第８条では減免規定、第９条では搬入の制限、第１０条では資格に関すること、第１２条では過料について規定しております。

なお、この条例は、令和３年４月１日から施行いたします。

以上で、議案第３号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○（前田 省二 議長）

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（沈黙）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号「上島町一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立、全員です。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第4号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第9、議案第4号「上島町情報公開条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 企画情報課長)(挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) 杉田企画情報課長。

○(杉田 和房 企画情報課長) はい。

議案第4号の「上島町情報公開条例の一部を改正する条例」の改正内容について説明いたします。

提案理由ですが、公開請求者の拡大及び内容精査に伴い、関係規定について所要の改正及び規定の整備を行うものです。

主な改正点をご説明いたしますので、参考資料、新旧対照表2/7ページをご覧ください。

これが今回の肝となる大きな改正ですが、公文書の公開を請求できるものとして第5条において、改正前の町民や町に利害関係があるものなどを「何人も」に拡大的に改めます。

これは、国の法律である「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」において、公開請求権者を国民以外のものも含むという政策をとっており、この政策については、全国の自治体条例においても積極的に評価され、様々な自治体で公開請求権者の拡大がされているところで、上島町においてもこれに追随した形で今回改正するものです。

なお、第5条の何人も請求できることに関しての改正に伴い、1/7ページの第3条、第4条、2/7ページの下段から3/7ページにかけての第6条、そして、4/7ページの第10条をそれぞれ改正しております。

次に4/7ページの中段の事案の送付に関する規定の中に、第12条の2を追加しております。これは、例えば、町長部局の情報公開窓口である企画情報課に教育委員会への公開請求が出されようとした場合、今までなら、請求者に別途教育委員会まで足を運んでもらって提出してもらっていたものを、教育委員会のように、町長部局と違う実施機関であっても、情報公開窓口で受け付け、それを移送できることを可能とし、請求者の負担を減らすための規定の整備でございます。

続いて6/7ページをお願いいたします。

公文書の写しの費用負担を定めた第15条ですが、条文の中に規則で定めるところによりを追加し、その規則の中に新たなコピー代を明記することにしております。ちなみに、

改正前は住民さんなどがコピーを役場で求めてこられた場合と同額の、白黒コピー 1 枚当たり 10 円であったものを、公開する書類を探す手間賃を含めたものを加えて、白黒コピー 1 枚当たり 30 円と規則に明記していく予定でございます。

次に、同じページの第 30 条及び第 31 条ですが、これは、今までなかった条文の追加です。第 30 条では出資法人の情報公開について、第 31 条では指定管理者の情報公開についてそれぞれ定めており、例えば、第 3 セクターであるいきなスポレクやいわぎ物産センターにおいても、情報公開に関して必要な措置を講ずるよう努めなければならないとし、行政としては、公開するよう指導などを行うための条文です。

最後に附則で、この条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行することを謳っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員) はい。

まあ、誰でも情報公開で請求いただけるようになるという事で、それは良いんじゃないかなあと思うんですけども、何点か、ちょっと質問させていただきたいと思います。

まずですね、この新旧対照表の方の 2/7 ページのところ、乱用というふうにわざわざ書かれているんですけども、この乱用の想定は何をされているのかというところと、それと規則で定めるところで、規則が付いてないので、どういう規則なのかというのがちょっとご説明いただければと思います。

で、それと、あとですね、電磁的記録というふうになっていて、今の事なので全部文書が電子媒体かなと思ったりするんですけども、その電子媒体を、例えば貰おうとした時に、このコピー代ってというのがやっぱりちょっと「えっ」となるんですよ。今どきの事なので、やはり電子データだったら、電子データでいただけるような何か方策はないものかなあと思うのですが、その辺の考え方をご説明願えますか。

○(杉田 和房 企画情報課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) 杉田企画情報課長。

○(杉田 和房 企画情報課長) はい。

まず、権利の乱用の事なんですけど、例えばですね、乱用というのは、特定の課に対して短期間に集中して大量の請求を行うとか、正当な理由が無いのに同一内容について請求を繰り返すとか。あと、実施機関の業務遂行を停滞させる事を目的にした請求をするとか。他にはですね、職員に対する威圧、攻撃などを公開請求の目的とするとか、社会通念上、考えられない閲覧頻度で公開請求を求めるとか、いう事が挙げられます。

規則の内容については、今、作っておる最中でございます、内容についてはちょっと今ここでは答えることができません。あと電子媒体についてはですね、コピー代等ではなくて、その規則に入れる予定でございますが、CD などに焼き付けてお渡しするという形になろうかと思います。以上です。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) 大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員) はい。

そうしましたら、CDなんかに焼き付けていただくとなると、今、コピー代は手数料も含めて1枚まあ30円って仰ったじゃないですか。たら、CDが1枚いくらになるんですかねえ、それともまあ、1枚30円なんで、そこに入っている書類の枚数分でCD代を払うんですかねえ。

○(杉田 和房 企画情報課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田企画情報課長。

○(杉田 和房 企画情報課長)

CD—Rあるいは、DVD—Rについては、こちらが購入した金額に対する金額相当をいただく予定にしております。あと、その中に入る紙媒体じゃあないですけども、データについては1ページいくらという形で20円を追加した形でもらおうとしております。以上です。

○(前田 省二 議長) 他に質疑はありませんか。

○(11番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉 議員) はい。

実はですねえ、この条例改正を見ましたんですけども、まあ、簡単に言いますと、条例改正、公開、これは、どっちかと言うと町民の方に多少スタンスが向いているというか、で、この条文の改正を見ますと、行政側に、こうまたスタンスを戻した感じがちょっとするんですけども、先ほどの乱用という言葉もありましたけども、4条でもですねえ、この条例に保証された権利を正当に行使するというふうになっているものをですねえ、あえて、この条例は目的に即し、適正な請求を行うというふうになっているんですよえ。

それから、まあ3条で言いますと、権利を十分に尊重するものとする、それが積極的に公開するよう努めなければならないという事は、努力目標みたいに受け取れるんですけども、その辺はどうなんですか。他の自治体のですねえ情報公開のこの条例を見ましてもですねえ、このような今回改めようとする文章はなかなか見当たらないという事なんですけども。それから、まあ上位法が変わったので、こう変えるというのは分かりやすいんですけども、単独でと言いますかねえ、町の考え方で変えるというのはですねえ、ちょっと理解しにくいかなと、このように思いますし、それから、これは、6/7のとこのですねえ、費用負担のとこの「規則で定めるところによる」と、こうなっています。この条例等々規則でですねえ、その使用料とかですねえ、手数料とか分担金というものがもしあるとすれば、これは規則で定めるんじゃないなくて、条例の中に謳わなければならないというふうになっていると思うんですよえ。そういう事から考えてですねえ、出来たら理事者側と議会がこの条文についてすり合わせをして、そういう機会を持って、出来たら6月議会に再度かけるという形を取っていただければいいかなと思いますけど、その辺は如何でしょうか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい、まず私の方からお答えをさせていただきます。

冒頭には行政側にスタンスを置いているのではというご意見でしたけれど、全くそうではございません。町民の皆様、或いは、国民の皆様に広く情報を公開したいという事でございます。現在の条例によりますと、縛られるところが多くて、まず、町民以外は上島町の情報公開ができない。或いは、第三セクターの情報公開をまあ拒否、本当はしてはいけないんですが、拒否できるような書き方になっているという事で再度申し上げますが、今回の条例改正の目的は、広く様々な方々に上島町の情報公開を公開させていただきたいという条例でございますので、よろしくお願いいたします。

○(杉田 和房 企画情報課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) 杉田企画情報課長。

○(杉田 和房 企画情報課長) はい。

まず、この条例改正に当たってはですね、上島町独自で考えたものではありません。参考となる自治体としては、この情報公開条例の先進という事で有名なですね横浜市とかですね、県内においてはですね、宇和島市とか八幡浜市を参考に作っております。あと、負担金の条例に入れなくてはいけないのではないかとという事ですが、地方自治法第227条ではですね、手数料を徴収する事ができるのみと定められておりますので、条例に必ずしも金額を定める必要はないという事で、規則の方で定めております。以上です。

○(11番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉 議員) はい。

今、杉田課長のあれは条例、あれは自治法の何条と仰いました。(杉田企画情報課長から「227条です」の声あり) 227条、そこにはねえ、私が調べた結果ですね、227条にはですね、条例に謳うというふうに読めたんですけど違いますか。

○(杉田 和房 企画情報課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、杉田企画情報課長。

○(杉田 和房 企画情報課長) はい。

227条を読みますと「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき手数料を徴収することができる」としか書かれておりませんので、特に、その条例に定めなければならないとは書かれておりません。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

で、ほとんどのですね、他の自治体の使用料とか、手数料等々はですね、条例の一番最後に別表としてですね、謳っているんですよ。で、少なくとも、規則で決める事はできないと私は思いますけどもねえ。

まあ、それが一点と、もう一つねえ、細かいとこなんですけども、4条のですねえ、4条の中の、すみません、1/3のこの4条、「公文書の公開を請求しようとするものは」となっていますねえ、この「もの」は、これはもう細かい話ですけど、法令、用語、使い方という事で言いますと、やっぱり漢字の「者」、これに変えないとですねえ、条例の体をなさないというふうに思いますので、私はこのひらがなを漢字に直すということと、先程言いましたように、費用負担はですねえ、まあ私の認識では、自治法の227条でしたかね、そこに書かれているというふうに思っていました、規則ではダメだと、こういうふうに理解しています。

たまたま、これ松山のやつを出してきたんですけど、松山はですねえ、やはり同じように使用料につきましてはですねえ、一番最後に、その使用料の料金が謳っているという事なんで、こういうふうにはですねえ（資料を見せる）で、参考までに言いますと、これ、

（平成）28年に改正していますけども、白黒のコピーがですねえ、白黒のコピーが1枚につき10円、カラーが20円というふうになっています。こういうふうに、その条例の一番最後に謳っているのがほとんどじゃないかと思うんですよ。規則に振って、そこで作るという状況じゃないと思うんですけども、その辺、如何でしょうか。

○（杉田 和房 企画情報課長）（挙手）はい。

○（前田 省二 議長）はい、杉田企画情報課長。

○（杉田 和房 企画情報課長）はい。

一番最後の、条例に定めている自治体としましては、県内ですねえ、確かに松山市、今治市、宇和島市、あと内子町、伊方町、この5つについては条例には定めております。他の残りの14については規則に定めております。あと、文中第4条の「者」という漢字に直すご指摘でございますが、この条例案につきましては、条例の専門業者に添削してもらった結果、このままの形になっておりますので、漢字にする必要はないかと思います。以上です。

○（前田 省二 議長）

他に質疑はありませんか。（沈黙）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（沈黙）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号「上島町情報公開条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

賛成者：徳永議員、林 敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、藏谷議員、寺下議員、大西議員。

反対者：林 康彦議員、池本 光章議員、亀井議員、濱田議員、池本 興治議員。

起立、多数です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第5号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第10、議案第5号「上島町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(中辻 洋 総務課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長) はい。

それでは、議案第5号「上島町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、説明いたします。

提案理由といたしましては、年々悪化しつつある本町の財政の健全化に取り組む姿勢を明らかにするため、町長の給与について特別措置を講じたいので、この案を提出するものです。

それでは、改正内容を説明いたしますので、参考資料の新旧対照表をご覧ください。

附則に6で経過措置を加えます。令和3年度中に限り、町長の給料月額を10%減額するものでございます。

この条例は、令和3年4月1日から施行いたします。

以上で、議案第5号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(11番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

10%のカットなんですけども、これがまあ今年度1年という事で、提案理由としてですねえ、まあ、本町の財政が健全化に取り組むという事で書かれていますけども、これはですねえ、平たく言うと、まあ町長のポピニズム的な発想ではないかなと、こういうふうに思いますし、理由としては非常にあの一あまり本当にそれが効果あるのかなと、もし、やるとすれば、町長はじめ三役、職員、議員等々含めてやるというのが筋かなあと、財政に貢献するということであれば。

それから、このそのカットをですねえ、特別職報酬審議会にも諮ってないんですよ。そういう事と、それからですねえ、10%カットしたら寄付行為になるんじゃないんですか。そういう観点から、確か、新町3期目も同じような話があって、否決されたと記憶しているんですけども、違いますかねえ。まあ、どっちにしても、この10%カットはですねえ、やはり寄付行為にもなるんじゃないかというおそれもあるし、それから、もう10%じゃなくて全額貰っていただいて、町長の仕事を十分にしていきたいと、あえてカットする必要はないんじゃないかと、このように思いますし、これはもう私はですね、このまま行っていただけたらいいなと、こういうふうに思っております。

まあ、実例と言いますか、前例は、宮脇町長がですねえ、「選挙公約で50%カットすると言って、してない、してない」という話がありましたけども、これはですねえ、ちゃ

んと宮脇町長は条例で出して、議会が否決したんですよね。だから、確かに、選挙公約として謳いましたけども、実際は議会が否決して成就しなかったという経緯がありますので、一言付け加えておきます。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

まずは、寄付行為ではないかという事ではございますが、まあ個人的な見解を仰られるのは結構でございますけれども、よく調べてご発言願いたいと思っております。寄付行為ではございません。ここで、公の場でございますから、法に触れるような事についてはしっかりと調べていただきたい、そのように思っております。

次に、まあ特別報酬審議会、報酬の審議会に関しては担当の方からお答えさせていただきます。それと、宮脇町長は議会が否決したという事でございますが、私まあ万が一今日否決されたとしても次にもまた出させていただきます。それは、上島町の財政状況を考えた時に町長自らが姿勢を示さなければならないと。それが一度否決されようが、二度否決されようが、続けなければならないと思っております。

確かに、10%カットしても大きな金額にはならないのは私も分かっております。それと、この議案を出すにあたって、副町長、あるいは教育長からも「私どもの給料もカットしてください」という提案がございました。それについては、私は拒否をさせていただきました。というのが、ご案内のように、今回、予算、圧縮するのに各種団体、様々な所の予算を削らせていただいております。5%、ところによっては10%カットさせていただいております。その予算の査定の最終責任者である町長が、他の団体の予算をカットするだけで自分の給与はそのまま温存というのはとてもじゃないけれど理屈が通らないという事で、自ら先んじて方向性を示させていただかなければならない。という事で提案をさせていただいているところでございますので、どうか、ご理解をいただきたい、そのように思っております。先程の具体的内容については、担当の方からお答えさせていただきます。

○(中辻 洋 総務課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長) はい。

報酬審議会の関係でございますが、報酬審議会にかけの必要があるかないかというところにつきましては、この条例改正案を提出する時に、しっかり必要性について調査をさせていただきました。その結果、別表とかいうところにあります、第3条関係で給料月額というようなところで、条例で町長の給料月額などが定められております。その金額を変える場合には審議会にかけの事が当然必要になります。ですが「こういった10%カットとか、いうようなその期限的なものにつきましては、その必要はない」という判断に至って審議会にはかけておりません。

昨年、愛媛県におきましても、知事が1ヶ月給料を貰わないというような事例もあったかと思っておりますので、参考までに申し添えさせていただきます。以上です。

○(11番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

「寄付になるのではないのでしょうか」という私は問い合わせをしたんで、それをですねえ、ちゃんと調べろと、というような事。問いですからね、無責任な発言をするなど言うのはおかしいんじゃないですか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

まあ、問いにいたしましても、疑問にいたしましても、個人の名誉にかかる事でもございますので、よく調べてご質問をかけていただきたいと思います。

○(前田 省二 議長)

他に質疑ございませんか。(「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(沈黙) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第5号「上島町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者：徳永議員、林 敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、藏谷議員、寺下議員、大西議員。

反対者：林 康彦議員、池本 光章議員、亀井議員、濱田議員、池本 興治議員。
起立、多数です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第6号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第11、議案第6号「上島町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(中辻 洋 総務課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長) はい。

それでは、議案第6号「上島町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、説明いたします。

提案理由といたしましては、令和2年10月の人事院勧告に基づきまして、国の取り扱いに準じて関係規定を整備する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

改正が必要となる3件の条例改正案をまとめた形で提出しております。今回の改正につきましては、いずれも、期末手当の支給月数の変更によるものでございます。

改正内容が分かりやすいようにまとめた参考資料で説明させていただきます。一番後ろ

に添付しております参考資料2をご覧ください。フルタイム及びパートタイムの会計年度任用職員の期末手当の支給月の改正、改正案においては、第1条から第2条にあたる部分について、表でまとめております。

表にありますように、フルタイム及びパートタイムの会計年度任用職員の期末手当の支給月数をそれぞれ、0.05月引き下げます。

具体的には、現在の年間の支給月数2.6月を2.55月に引き下げを行います。これによりまして、6月・12月に支給する期末手当の月数は、それぞれ1.275月となります。

以前、臨時職員という名称で採用していたときから、人事院勧告によって正規職員の給与の改正があった場合でも、臨時職員についてはその年度内での変更は行わず、次の年度でその変更内容を反映してまいりましたので、それをそのまま会計年度任用職員制度を創設する際の制度設計におきましても同様としております。

今回の期末手当の支給月の改正は、附則にありますように、令和3年4月1日から施行することとしております。

次のページをお願いいたします。上島町特定任期付職員の期末手当の支給月数を同じく0.05月引き下げます。改正案の第3条の部分となります。

具体的には、現在の年間の支給月数3.4月を3.35月に引き下げます。これによりまして、6月・12月に支給する期末手当の月数は、それぞれ1.675月分となります。

この改正につきましても、令和3年4月1日から施行することといたしております。なお、現在、上島町にはこの任期付職員の対象者はおりません。

条例の改正箇所をお示しした新旧対照表も添付しておりますので、参考にさせていただいたと思います。

以上で、議案第6号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ございません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第6号「上島町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

賛成、全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第7号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第12、議案第7号「上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 住民課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長) はい。

それでは、議案第7号「上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

提案理由といたしまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、関係規定を改めたものです。

この条例は上島町にはありませんが、今後事業実施を行う事業者が出た際には、設備及び運営に関する基準を市町村が条例で定めなければならないため、関係規定を改めるものです。

それでは、主な改正点を説明いたしますので、参考資料の新旧対照表をご覧ください。

1/2 ページ第6条第4項第1号では、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱い、保護者の希望に基づき引き続き必要な教育又は保育が継続的に実施される場合及び第2号では著しく困難な場合には、連携施設の確保が不要にできるというように改正いたします。

2/2 ページをお願いいたします。

第37条第1項第4号については、保護者の疾病、就労、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合には、居宅訪問型保育を提供できるということが明確化されたことを踏まえ改正いたします。

なお、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第7号「上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第8号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第13、議案第8号「上島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 住民課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長) はい。

それでは、議案第8号「上島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

提案理由といたしまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、関係規定を改めたものです。

改正内容につきましては、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡大を図るため、中核市の長も研修が実施できるようになったことにより改正を行うものです。

それでは、参考資料の新旧対照表をご覧ください。

1/1ページの第10条第4項に「中核市の長」を加えています。

なお、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第8号「上島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立、全員です。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

次の日程第14、議案第9号から日程第27、議案第22号までの補正予算案ですが、今回の補正は、入札減少金による補正や事業の実績に伴う減額が主な理由であるため、予算決算委員会への付託は省略し、本日ここで審議のうえ、即採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。よって、今回の補正予算案につきましては、予算決算委員会への付託は省略し、本日ここで審議のうえ、即採決することにいたします。

日程第14、議案第9号

○(前田 省二 議長)

それでは、日程第14、議案第9号「令和2年度上島町一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(河端 光法 副町長)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい、河端副町長。

○(河端 光法 副町長) はい。

議案第9号「令和2年度上島町一般会計補正予算（第8号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3億5,600万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ83億6,400万円といたします。第2項の歳入歳出予算の補正につきましては、お手許の予算説明資料№1の1「令和2年度3月補正予算の概要」に基づいて説明いたしますので、その資料をお出しいただけたらと思います。その説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、全般的な事項ですが、補正予算の総額は、一般会計がマイナス3億5,600万円、特別会計はマイナス4,630万円で、その内訳は、国民健康保険事業会計マイナス20万円、国民健康保険診療所事業会計マイナス560万円、へき地出張診療所事業会計マイナス20万円、後期高齢者医療事業会計マイナス700万円、公共下水道事業会計マイナス700万円、CATV事業会、マイナス160万円、農業集落排水事業会計マイナス270万円、介護保険事業会計マイナス300万円、介護サービス事業会計マイナス80万円、浄化槽事業会計は歳入歳出の補正はありません。魚島船舶事業会計マイナス720万円、特別養護老人ホーム事業会計マイナス2,270万円、生名船舶事業会計プラス1,170万円となっております。

企業会計であります上水道事業会計ですが、今回の補正はありません。

次に、一般会計の補正予算編成は、町税、地方消費税交付金、国・県支出金、繰入金、町債等を財源として、既定の事務事業の見直しを行いました。

主な財源としては、町税1,729万7千円。これは、町民税、固定資産税、軽自動車税及び市町村たばこ税です。

地方消費税交付金2,500万円。

国庫支出金マイナス1,748万2千円。主な内訳といたしましては、低所得者保険料軽減負担金356万9千円、児童手当支給費負担金マイナス288万7千円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金マイナス199万7千円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金364万5千円、防災・安全社会資本整備交付金（道路舗装）マイナス481万7千円、社会資本整備総合交付金（地域住宅計画事業）マイナス115万4千円、同交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）マイナス230万2千円、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金マイナス217万4千円、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金マイナス803万5千円等です。

2ページをお願いいたします。

県支出金マイナス1,615万1千円。主な内訳といたしましては、低所得者保険料軽減負担金178万4千円、後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金マイナス197万4千円、新ふるさとづくり総合支援事業補助金100万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金209万3千円、新規就農者支援事業費補助金マイナス145万9千円、次世代につなぐ果樹産地づくり推進事業費マイナス168万2千円、がけ崩れ防災対策事業補助金マイナス1,037万5千円、木造住宅耐震促進事業費補助金マイナス103万4千円等です。

繰入金マイナス２億７，６００万円。これは、減債基金の一部について繰入中止するものです。

町債マイナス７，３５０万円。これは、主に借入を予定している各事業について、入札減少金等による事業費の減に伴う減額計上です。

以上、マイナス３億５，６００万円で補正予算を編成いたしました。

次に、補正理由と要旨ですが、まず１番目として、繰越明許費について説明いたします。

上段の《新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金事業分》については、本交付金の配分を受けて実施しているところですが、年度内完成が見込めずそれぞれ翌年度に繰り越すものです。

下段の《その他事業分》について、順に説明いたします。

１番の岡庄地区町有地擁壁整備関連工事は、関連土地所有者との境界確定等に不測の日数を要したこと、

２番の公共交通施設整備事業は、起業地の用地買収に不測の日数を要したこと、

３番の上島町総合戦略冊子制作業務は、新型コロナウイルス感染症の影響により、ワークショップを開催できなかったため、策定を１年間延長したこと、

４番のフェスパ検証委員会事業は、委員会の設置が２月末となり、年度内での検証が困難であること、

５番の愛媛県廃棄物処理センター東予事業所解体撤去工事委託業務は、解体に先立つ環境調査の結果、工法等の見直しに不測の日数を要したこと、

６番の水産業振興施設整備事業補助金（弓削）は、車両の納入に不測の日数を要したこと、

７番の水産物供給基盤機能保全事業（魚島・岩城）は、関係機関との調整等に不測の日数を要したこと、

８番の海岸保全施設整備事業は、本業務の実施にあたり、入札減少金等の確定に不測の日数を要したこと、

９番の法面・構造物対策工事は、道路法線の検討に不測の日数を要したこと、

１０番の町道舗装補修工事は、国の３次補正予算配分による事業のため、工事の着手に不測の日数を要したこと、

１１番の西浦地区がけ崩れ防災対策工事は、土地所有者との調整に不測の日数を要したこと、

１２番の長江港浮棧橋改修事業は、関係機関との調整等に不測の日数を要したこと、

１３番の町道積善山線道路法面復旧工事は、瀬戸内海国立公園特別地域内土地の形状変更申請等に不測の日数を要したためです。

このため、各事業の年度内完成が見込めずそれぞれ翌年度に繰り越すものです。

次に、２番目として、債務負担行為の補正です。予算書９ページをお願いします。

これは、中小企業振興資金に係る利子補給について、新たに９件分の追加及び６件分の変更により限度額等を変更したものです。

「補正予算の概要」３ページに戻ってください。

(１)の移住・定住促進事業は、設計調査の結果、追加工事等が必要となったことによる増、(２)の今治～土生航路運航維持費負担金は、負担金額が決定したことによる減、(３)のがん検診事業は、事業回数の減少による減、(４)のじん芥収集運搬車購入事業は、事業の中止による減、(５)の農水産物処理加工施設冷凍機改修負担金から(９)のGIGAスクール校内配線工事は、事業精査及び入札減少並びに国からの交付内示に伴う事業費の減、(１０)の長期債償還利子は起債借換え等による減、(１１)のふるさと整備基金積立金は、令和２年中の寄附金の積立てにより増額するものです。

４番目として、その他、経常・投資経費の変更を要する事にいたしました。

以上で、議案第９号「令和２年度上島町一般会計補正予算（第８号）」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑に入るわけですが、ここで途中ではございますが、１０分間休憩を取りたいと思います。２時１０分再開で、よろしくお願いいたします。

(休 憩 ： 午後１時５８分 ～ ２時１０分)

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

これより質疑に入るわけでありますが、歳入と歳出、分けたいと思いますが、ご異議ございませんか。それとも両方一遍に。分けてよろしいですか。(沈黙)反応がない。それでは一括で審議したいと思います。質疑ございませんか、歳入、歳出どちらでも結構です。

○(13番・大西 幸江 議員)(挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員) はい。

すみません、歳入でも歳出でもない繰越明許から行きたいんですけども、よろしいでしょうか。

○(前田 省二 議長) はい。

○(13番・大西 幸江 議員)

繰越明許で、確かにコロナの関係で予算が後からまあ付いたりしているので、結構まあ上がっているんですよね今回。で、まあ一つは、ウェブ会議システムの購入事業で９月補正だったので、なかなか難しかったのかなあと思うんですが、まあコロナという事で会議がなかなかできないと。で、出張もなかなか行けないという事で、まあこのシステムを導入するという事で９月に補正が付いてやっているはずなんですけれども、これ実際問題まあ、遅れるのは多少仕方がないのかなあと思うんですが、いつまでに出来そうな感じでしょうか。

○(杉田 和房 企画情報課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田企画情報課長。

○(杉田 和房 企画情報課長) はい。

このウェブ会議システムについては、実のところ3回ほど入札をを試みました。ところが、まあ手持ちの事業が多いとか、GIGA スクール構想があるとかで、業者の方から辞退がありまして、年度末までの完成が見込めなくなったという事でございます。

目標としましては、9月、秋くらいまでには何とかしたいなと思っております、はい。特にですねえ、マイクシステムについての納入の方が部品等がなくてですねえ、なかなか難しいという事を業者の方からは聞いております。以上です。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員) はい。

まあ、今パソコンもね、なかなか足りない状況があるのでまあ難しいのかと思いますけれども、出来るだけ早くこれお願いしたいと思います。

それとですねえ、総合戦略なんですけど、先ほど一般質問でも、ワークショップ等開いてという話があったと思うんですけども、これ、たぶんワークショップをするのを繰り返ししていますよね。これはいつまでに行うんでうかねえ。年度内という事でしょうか。

○(杉田 和房 企画情報課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田企画情報課長。

○(杉田 和房 企画情報課長) はい。

ワークショップも、なるべく年度内1回はやりたいと思っておりますけど、なかなかそれも難しいので、年度明けてからになる予定でございまして。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員) はい。

はい、訊き方が悪かったです。来年度中のいっぱい完成という事で、ワークショップを何回かやるというふうに考えられているんですかねえ。

○(杉田 和房 企画情報課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田企画情報課長。

○(杉田 和房 企画情報課長)

はい、そのとおりでございます。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員) はい。

それとですねえ、ちょっとこれは教えていただきたいんですが、フェスパの検証委員会事業という、まあ事業が繰り越されているんですけども、まあ繰越は2月に事業が始まったので繰り越すというのは分かったんですが、これの予算はどこからきたのかがちょっと分からなくて教えていただきたいんですけども。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長) はい。

予算につきましては、各支所の緊急予算のところで繰り越しております。

○(前田 省二 議長) 他に質疑はありませんか。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) 大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員) はい。

今ですね、緊急予算をとということなんですけれども、まあ確かに緊急かなとは思いますが、こういうその200万円ものお金を一括で使うというのはどうなんかなと思ってはいるんですけれども、その辺の考え方はいかがなんでしょうか。

○(中辻 洋 総務課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長) はい。

緊急予算という事で計上をしている関係ですが、まあ緊急でやるべき事があれば当然そこから出すというのが当たり前の話だと思います。それで、まあ、ここ何年間かで最初大きかった金額が、徐々に緊急予算の総額も減してきとるというよなところになっておりますので、いるものに緊急的な必要性があったら使うという事で、行政側としては理解しております。

○(9番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい。寺下議員。

○(9番・寺下 満憲 議員)

今のちょっと関連ですけどねえ、それぞれの課にある緊急予算を一括にまとめてこうやって使う事自体、先ほど総務課長答弁では、そちらの側の意見として言ようるけれども、議会側で住民の側から見たら、ちょっとおかしいんじゃないのか、と思うんでね。そしてあの、このフェスパの、いわゆる検証委員会、まあ午前中の一般質問の中にもその言葉が出ていたけれども、じゃあ、これだけの予算かけてね、何を検証して、何がしたいのか。どこに結論を持って行きたいのかね、それが分からないんですね。

ほで、今年度新たにフェスパ運営は他企業に任すのでね、その前任者が行った運営結果を、何を洗い出して何をやるのかいうんが私たち町民から見たときに、これだけの予算組んで、組む必要があるのか。もう少し無駄を省くなら、こんな予算なんて緊急予算を集めてこんな形で使う自体、議会としてね、目的予算に反するんじゃないのかと思うんですけど、総務課長、その点は、どんなんですか。

○(中辻 洋 総務課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長) はい。

どういう事をするのかというようなところは、所管課の方をお願いしたいと思います。で、緊急予算につきましては、今までも必要が出てきたというようなところがありました

ら協議して、その都度使ってきておりますので、どこの課がよく使ったとか、どこの課が使わなかったというようなのは、今までもそういう実績は出てきておる関係がありますので、まあフェスパの経営検証に緊急性があるという事で判断して、その金額の大小は、緊急予算の中の考え方としては当てはまらないんじゃないかと思います。以上です。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

この検証委員会の事業につきましては、予算を持っているところに私の方がこういう事はすべきけれども予算措置がどうできるのかというところをお願いして、こういう予算の使い方なら問題ありません、という事で対応をさせていただいている部分でございますので、法的にも各課が担当課がしっかりと調べて対応しているものでございますので、問題はないと考えております。

それと、何をするかという事に関しましては、ご案内のように、経費あるいは支出、借入等々におきまして、多くの疑問があります。法的に違反していると思われる部分もございます。それを、私共だけでは十分に検証できませんので、公認会計士はじめ税理士等を含めた、或いは弁護士さんを含めた第三者で検証をしていただくという事でございます。その検証の結果によって、無駄な経費等々があれば返還も含めて対応をさせていただきたいと思っております。

○(前田 省二 議長) 他に。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員)

まあ、前年度予算の金額はちょっとはつきりと覚えてないところもあるんですけども、確か緊急予算が各支所50万円ぐらいで、200万だったんじゃないかと思うんですよねえ。で、それを全部、このフェスパの検証委員会の方にかけてしまって、で、今までの、私たち議会で説明受けできたのは、緊急予算というのは各支所で、例えば、急に道の工事の補修がしなければならなくなったとか、備品が壊れて買い換えなくちゃいけなくなったとか、そういう緊急性のものに使うという説明でずっときてた予算だったと思うんですよ。で、それが急に、このフェスパの検証委員会に、丸々若しくは丸々以上のお金を突っ込んで検証をかけるっていうのは、ちょっとやっぱり理解に苦しむんですよねえ。

で、まあ、繰越事業として、まあここに上がってきて初めて議員が「あつ、えー、こんなに使うんじゃ。どこにあったん、この予算」っていうようになるというのは、やっぱりちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですけど、それは正しい事なんですか。

○(中辻 洋 総務課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長) はい。

緊急予算につきましては、今年度総額800万です。全然ちょっと200万とは違うんです、800万という事で、それで、もっとこれもちょうと削減しながら800万になった

関係で、一番最初は2, 000万ぐらいあったかと思います、はい。だから、そういったところで、行政としても、まあ緊急的に使うという事もある程度抑えて、やっぱり事業を進めていかないというところで、800万まで今年度落としてきておりました。

で、まあ議員が言われるように、まあ支所機能の強化や現場優先の体制づくりというような事を目的に緊急予算を使うというようなところで使って、緊急予算を活用してきたところでございますが、まあ、今回のその検証作業も緊急的に必要、早くしなければならないというところで、緊急予算を活用したというところでございます。以上です。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員) はい。

まあ、ごめんなさい。金額についてはうろ覚えだったので申し訳なかったです。でもですね、やっぱり緊急予算の説明と今すごくやっている事とが乖離がありますよねえ。先ほど同僚議員が言ったように、予算というのは目的予算なので、それにまあ使うというのが普通かと思うんですよ。で、そうすると、各支所の緊急性のものっていう説明から、いきなりフェスパの検証作業の費用っていうのは、やはりちょっと飛躍しすぎじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

先ほど申し上げましたように、予算の組み立てに関しては担当課、財政がしっかりとやってくれております。私は、この予算の使い方は適正であると考えております。

○(9番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、寺下議員。

○(9番・寺下 満憲 議員)

各支所、支所に緊急予算を与えとんですね。教育委員会の緊急予算なり、仮に商工観光課の、フェスパじゃけん商工観光課の方じゃけん、その緊急予算で使っていくんにはそう目くじら立てて言う問題ではないけれども、今回のように各支所から寄せ集めて、そのお金でもって検証委員会を委員会を設立したんですかねえ、発足したんですかねえ。ほで、検証委員会するにあたっては、200万の予算を使って200万以上のものを生み出すだけのものがあるのかどうか。やってみなけりゃ分からない。実際に、まあ言い方悪いですけど、横領したとか、不明金が生まれたとかね、そういったものに対しての検証なり、立証なり図っていくんならええけど、まあ、私の方から見たらフェスパの経営状態を今になってどうこう言う問題ではないと思うんですね。

その点、総務課長、このお金のいわゆる緊急予算、また以前にも予備費の流用の仕方とか、予算の取扱い方が何か不自然な面が多いんですね。その点、この緊急予算の使い方は、いくら総務課がそのように予算計上してきとっても、私自身はもう12月定例とかで論議して生まれとるいうもんなら良いけれども、緊急予算をこういう形で使われるという事は認めていけないですね。

○(中辻 洋 総務課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) 中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長) はい。

予算の組み立て上は、今までも緊急予算が各支所いくら、というような形で当初予算の計上はされておりました。しかし、今まで、私が来る前もそうですが、各支所の中で融通をしながら、総額でこれが岩城にいるんだけど、こう岩城の予算がないけど使わせてもらえませんかというような事が弓削の方へ話があったり、生名の方へ話があったり、そういったところで、必要な所に必要な金額を充てるといふようなところでやってきましたので、各支所で必ず200万というような使い方は、設定当初からそういう使い方は、それと予算の執行の仕方はされておられません。そういった関係で、今年についても、弓削、生名、岩城、魚島のそこそこで使ったお金はバラバラでございます。

ですから、まあ、何回も言うようであれなんです、まあ緊急性が必要であったという事であれば、その緊急予算を活用するという事で、緊急予算の執行の仕方としては適切であるというふうに考えております。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

今、総務課長が申し上げましたように、予算執行上は、法的にも何の問題もないと私も解釈をしております。

今、寺下議員が仰った効果についてでございますが、もちろん、効果はあるものと思っております。例えば、いきなスポレク、資本金が1,000万円、定期預金でありましたが、現在は0であります。それと普通預金も1,500万円以上ありましたが、それも0であります。これがどこに行ったのか、私は適正に審査、公認会計士さんに審査をしていただくべきだと思います。

この1,000万にしても、1,500万にしても議員の皆さんが「それはえんじや」と「どこに行っても関係ないんだ」と言うのであれば、それで良いかと思いますが、私は町民の税金でございますから、このお金がどこに行って、どうなったか。あるいは、フェスパの仕入れの材料費が適正であるか。これは検証しないと、町民の皆様の税金の無駄遣いになってしまうと思います。どうかその辺、ご理解をいただきたいと思います。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長) はい。

まあ、この予算の内容ですが、法人監査による専門性の高い個別監査となっておりますので、やはりそれだけの経費がかかるという事でございます。

○(前田 省二 議長) 他に質疑ございませんか。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員)

はい、そしたら歳入の方に移っていきたいと思います。

18ページで、ちょっと教えていただきたいんですけども、少し下の方に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金というのがあるんですが、これ、出は一体どこにあるんですかねえ。ちょっとこれが分からなくて探していたんですけども教えていただけますか。

○(大本 一明 健康推進課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大本健康推進課長。

○(大本 一明 健康推進課長) はい。

この予算につきましては、急遽、国の方から交付金として、補助金として、209万3千円きますよという事で、出の方については、予定していました減額補正の分を幾分残して流用で対応しようと、流用対応で考えております。予算の流用で対応していきます、残額を。項目としてはないです。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員) はい。

そしたら、この予算をたちまち流用して別の予算に使ったという事ですか。使うという事ですか。(大本健康推進課長から「ちょっと違う」の声あり)

○(大本 一明 健康推進課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、大本健康推進課長。

○(大本 一明 健康推進課長) はい。

入としては、このワクチンの接種体制確保事業という事で入ってくるんですけど、出に対しては、出の項目で改めて予算計上するのではなく、減額補正する、その項目がありましたので、予算的に、その減額補正の予算範囲内で流用をかけてですねえ、対応していくという事でしております。(大西議員から「何か分かりにくいなあ」の声あり)

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) すみません。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員) はい。

ちょっとやっぱ分かりにくいんですよ。実際、じゃあ、どこをどういうふうに減額したのか説明していただけますか。

○(大本 一明 健康推進課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、大本健康推進課長。

○(大本 一明 健康推進課長)

予防費の方を減額する予定があった部分を残してですねえ、その中から新たに流用で項目を作って、歳出を作っております、コロナワクチンの接種体制に対する。ですから、ちょっと予算的にはちょっと上がって…(大西議員から「ここにはないということですか、結局」の声あり) はい。(寺下議員から「そのお金はどこに行きよんか」の声あり) 予防費の中に、はい、ありますので、それを流用で項目を新たに作って対応したいと思います。(大西議員から「何かよく分かん」の声あり)

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員) はい。

すみません、私も頭が悪くて、これちょっとよく分からないんですけど、予防費、ここにありますよねえ。(大本健康推進課長から「はい」の声あり) 減額していますよねえ。

(大本健康推進課長から「はい」の声あり) で、ここには、当然、新型コロナウイルスないじゃないですか、項目として上がってないですよええ。さっきの説明を何となく整理すると、要はここには上がってないけれども、減額するところにこのお金を流用して、ここには載せないことにしたという話ですか。(大本健康推進課長から「そうですね、はい」の声あり) そうすると、流用して載せないことにした項目は何ですか。

○(大本 一明 健康推進課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大本健康推進課長。

○(大本 一明 健康推進課長) はい。

このワクチン接種に係るシステム改修費、そして、備品の購入費、あと接種券発送の郵送費、そういうのが大体入っております。(大西議員から「多岐にわたるわけですね」の声あり) そうなんですね、はい。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員) はい。

ちょっと、そういうやり方が私、いいのかどうか正直分かりかねるんですけど、やっぱりここにあったら、きちんと何かの形で出してくれないと、この予算がどこに行ったのか分からなくなってしまうんですけど、こういうやり方、普通なんですかねえ。

○(大本 一明 健康推進課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大本健康推進課長。

○(大本 一明 健康推進課長)

これ本当に申し訳ないんです。先にもう入が国の方から通知があって入だけとりあえず組ませていただいたんですよ。また、今年度の流用に対する項目作っとなのがありますので、それをまたお配りしますので、またご覧ください。(大西議員から「じゃあ、全議員に配ってください。はい、お願いします」の声あり)

○(前田 省二 議長) 他に質疑ございませんか。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員) はい。

そうしましたらですね、ちょっと訊いてみるんですけど、減額理由で、魚島の離島留学体験まあ減額されているんです。たぶん、中止になったのかなと思うんですが、その辺の事情をご説明いただけますか。

○(小林 薫 魚島支所長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、小林魚島支所長。

○(小林 薫 魚島支所長) はい。

今年度、離島留学体験をする予定でしたが、このコロナの関係がありまして、中止をせざるを得なかったと。出張の方も取りやめております。以上です。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員) はい。

たしか予算計上の時には、3か年ぐらいで、まあ体験をしながら離島留学に繋げていくというお話だったと思うんですけども、その計画はどのようになるのでしょうか。それと学校は、まあ緊急事態宣言で多少休みましたけど、お休みというわけにはいかんと思うんですが、その辺の考え方はいかがですか。

○(小林 薫 魚島支所長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、小林魚島支所長。

○(小林 薫 魚島支所長) はい。

一応、令和3年度の予算におきましても、今年度と同等の金額を計上させていただいております。で、引き続き、まあ魚島の小中学校の児童生徒がだんだん少なくなりますので、離島留学に関しましては、今後も継続して体験活動を通して進めていきたいとは考えております。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員) はい。

お休みに関してはどのようにお考えですか。

○(小林 薫 魚島支所長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、小林魚島支所長。

○(小林 薫 魚島支所長) はい。

学校の休みに関しましては、まあ、これから学校といろいろ協議しながら検討していきたいと考えております。

○(前田 省二 議長) 他に質疑ありませんか。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員) はい。

同じく20ページなんですけれども、公営塾の授業料が減額になっていて、生徒が少なければ入が減るちゅうのは普通なんですけれども、これはどういう関係でこれだけの金額が減ったのか、教えていただけますか。

○(杉田 和房 企画情報課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田企画情報課長。

○(杉田 和房 企画情報課長) はい。

これもコロナの関係でですねえ、4月から5月にかけて休校したという事がありまして授業料は減っております。

○(前田 省二 議長) 他にございませんか。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員) はい。

そしたら、出にいつでもよろしいでしょうか。(沈黙)

そうしましたら、24ページの移住定住促進事業体験スペース整備工事というのが上がっているんですけども、これは前回補正で上がったものと別もののでしょうか。内容等ご説明いただけますか。

○(杉田 和房 企画情報課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、杉田企画情報課長。

○(杉田 和房 企画情報課長) はい。

前回の補正で上がったものと同じものなんですけど、設計調査を詳しくしましたところ、基礎になる部分及び屋根の方がかなり老朽化しておりまして、このままでは県の建築確認申請が通らないという事で、その分増額補正をしております。

○(前田 省二 議長)

他にございませんか。(沈黙) 質疑がないようですから…。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい、はい、待って。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員) はい。

そうしましたら、31ページでちょっと訊いてみたいんですが、インフルエンザの予防接種の助成を子供にしたと思うんですけども、これの実績と状況など分かったら説明していただきたいんですが。

○(今井 稔 住民課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長) はい。

対象者が474人で、現在の実績が350人ぐらいだというような事で聞いております。最新の情報じゃないんですけど、ちょっと古い情報なんですけど、それぐらいになっております。

○(前田 省二 議長) 他に質疑ございませんか。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員) はい。

そしたら35ページ、お願いします。

塵芥処理の車両購入費がまあ減額されているんですね。で、まあ、「買う」って言っていて、今度、「買わない」というふうになっているんですけども、これの今後の方向性をご説明いただきたいんですが。

○(越智 康浩 生活環境課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、越智生活環境課長。

○(越智 康浩 生活環境課長) はい。

まず、このパッカー車購入のですねえ、まあ私共の事務的な流れを、まず、ご説明させていただきます。

9月補正で、まあ計上させていただいたんですけども、我が課では、当初その9月補正には計上しておらず、前町長から突然メールがあり「そのパッカー車購入の予算を計上してもらいたい」というところで話が始まりまして、その中のやり取りでですねえ、まず何台かというて訊きますと、弓削が2台、岩城が1台というところでございました。それから「弓削と岩城、現在、現有の業者が所有しておる車はどうするんですか」というところで町長と協議した結果「期限を切って、私の方で売り渡しの交渉をする」というところで、9月補正を計上したという経緯がございます。

で、まず一旦、その予算計上するが、新車を買うかどうかはまだ決まっていない状態で9月補正が可決いたしました。その後、前町長から何の指示も連絡もなかったというところでございます。

私としまして、気になっておりましたので、選挙戦に入る前に「どうなったんですか」とお訊きすると、「実はまだ何もしていない」というお話がございました。まあ、その関係で「ちょっと待ってほしい」という経緯がございまして、私も待っておりましたが、選挙戦に入りまして、現在の結果になっておりまして、現町長と協議した結果、「購入はしない」という結果になっております。以上でございます。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

私も経過については、まあ担当課の方から説明を受けて、こういう方向性にさせていただいている状況でございます。ちょっと今、私の説明、担当課の説明受けた中で、ちょっと説明が担当課長から欠けたのかなと思ったのは、前町長がパッカー車を持っている業者のところへ行って買い取りの交渉をする、というのが大前提であったと聞いております。その買い取りの町が、その業者が持っているパッカー車を買取るという交渉が全くなされないまま今の状況に入っているという事でございまして、前段の条件が全く整っていないという報告を受けております。まず、それが時系列の一つでございまして、その事務的な処理と言いますか、交渉というのが全然なされていないという事。

で、次に、私がこの補正に至った理由につきましては、まず、私、常に言っていますが、町民にとって何がプラスかマイナスか。どうやれば利益に繋がるかという事を考えて判断させていただいております。そういった中で、上島町が直接パッカー車を購入するよりも、業者に購入、維持させた方が税金の支出が少ないという事実がございますので、そのようにさせていただきました。それと、今回の選挙において、私の公約、あるいは主張の中で、このごみ収集の事も述べさせていただいておりますので、町民の皆様方のご理解とご支援をいただいたと、そのように認識をしておるところでございます。以上です。

○(9番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、寺下議員。

○(9番・寺下 満憲 議員) はい。

今の関連なんですけど、まあ、9月補正組んで、今日までのまあ一連の流れは今の説明で分かったんですけども、まあ1年間、ごみの収集のあり方が行政の中でも、町民の中でも、まあ、「ええかげんにしてくれ」というような話ばっかしが出てきた中で、まあ、今のごみ収集体制の中で、パッカー車が業者持ちであり、そしてまた、町が持って貸与している場合もあるし、もうこの辺で町長、一本化していったらどうなんですか。もう、こんな煩わしい事、町民を巻き込んでね、「ええかげんにしてくれ」と言いたいぐらいの事なんで、もう今回、こうして減額していく中において、もう業者が持つんなら業者が持つ。まあ、業者が持っておれば非常事態が起きたときに、一番便利に活用ができると思うんですね。今みたいに、毎年毎年、入札をしていくと、いつ業者が変わるか分からない。その度に行政が車の心配やいろいろするのも、持って業者が持ち込んでくれば、その業者に責任もってごみ収集を運営してもらえるという利点もあると思うんでね。そこらがもう今後、業者の持ち込みの収集にしていく、そういう方針はできないのですか、一本化に。その点どうですか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

私も、その業者が持つ持たないに関しては、寺下議員と考えは同じでございます。まあ、いろんなご意見があるとは思いますが、例えば、公共事業、土木にしても、それなりのダンプやユンボや様々な機械を持っているのが当たり前、そういう業者に発注するのが当たり前でございます。そういう、その施設も資産もない業者に発注すると、後々困るのは、損をするのは町民でございます。

それとパッカー車につきましても、例えば、上島町が維持管理するのと民間が維持管理するのでは、民間の方が当然、安く上がります。それと大事に使います。長持ちします。そういった見解からおいても、仕事を発注する、受注する業者の資格という意味においても、私はそれなりの設備、資産、あるいは先ほど言いました資格、免許は十分に持っていないと返って上島町民にご迷惑をおかけする、そのように思っております。

それで、今、寺下議員が仰ったように、一部その町のパッカー車を活用してやっている地域もありますが、私は、今後は自らの仕事は自らの設備で行っていただくと。それぐらいの気構えと設備体制が必要であると思います。それが町民にとってプラスに繋がる。それと寺下議員が仰ったように、様々な面でボランティア等も含めて対応できます。

長くなって申し訳ありませんが、もう一例挙げると、例えば今、職員にも言っているんですが、草刈りにしてもですね、草刈り機も貸与、刃も貸与、燃料も貸与。これでは、私は私の私見ではありますが、あまり機械を大事にしてくれないんじゃないかな。替え刃にしても、まだまだ使えるのに交換する可能性もあります。ですから、そういった仕事をする設備というのは、私は業者が持っておくべきだと思っております。そして、その方が上島町の税金を使う額が少なくなる、そのように認識をしております。

○(前田 省二 議長) 他にございませんか。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) 大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員) はい。

そうしましたら、今回、まあ確か入札しますよねえ。で、それについては、車はどうなるんですか。

○(上村 俊之 町長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

先ほど申し上げましたように、自社で設備を持っている者、それを基準にしたいと思っております。まあ、したいと思っておりますが、その前にその選定委員会がございますので、選定委員会の方で十分に審議をしていただけると、そのように思っております。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員) はい。

そしたら方向性としては、自社ですべて用意していただくという事で。で、上島町が持っている車に関しては、じゃあ、どうしましょう。(笑い) どうしましょうか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

ご案内のように、上島町の持っているパッカー車、もしデータ違ったら教えてください。もうボロボロ状態(大西議員から「ああ、そうなん」の声あり)でございまして、下取りしてくれるか、してないか、危ない、下手したら処分料を取られるぐらいの状態でございますので、どこか下取りしてくれる会社があれば探しますけれども、ほぼ資産価値は0に近いと思っていただければ(越智生活環境課長の方を見る、越智生活環境課長、頷く)確認しましたが、そのとおりでございます。

○(9番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、寺下議員。

○(9番・寺下 満憲 議員)

ちょっと確認ですけど、今、同僚議員がじゃあ、パッカー車をいう事なんですけれども、今回の入札の仕様書に「業者持ち」という事は謳っているのか、謳っていくのか、パッカー車をね。業者が持って入札に参加するのか。その辺はどのように今取り決めているのか。

○(越智 康浩 生活環境課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、越智生活環境課長。

○(越智 康浩 生活環境課長) はい。

ご存じの方もおられると思いますけど、3月1日から公募を開始しております。その中に上島町ホームページにも謳っておりますが、公募の中に「パッカー車は自社で所有していただく」という条件にしておりますので、よろしくお願いします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

まあ担当課長が言ったとおりでございます、前回は1年前も、そういう「塵芥収集車は持っていないといけない」と書かれております。でも、「ただし、上島町が所有しているパッカー車を貸し付けることもできます」と、こう書いております。で、先ほど申し上げましたように、今、上島町のパッカー車、乗用車に例えると、ほとんど乗れないような状況でございますので、資産価値が無いというような状況でございます。

○(前田 省二 議長) 他に質疑ございますか。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員) はい。

そしたら39ページお願いします。

新規で海岸保全施設整備事業っていうふうのが上がっているんですが、これはどこで、どのようなものを作るんでしょうか。

○(山本九十九 建設課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、山本建設課長。

○(山本九十九 建設課長) はい。

機能保全計画と長寿命化計画の策定が今年度完了し、事業促進のため、岩城の貝原地区海岸の保全施設の陸こうの詳細設計を行うものです。以上です。

○(前田 省二 議長) 他にございませんか。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員) はい。

そしたら40ページお願いします。

40ページで、継続的にやっていくというふうに最初に説明のあった瀬戸内上島アートプロジェクト事業の一面が減額されていて、まあ、この事業、数年にわたって何かをやるような話だったかと思うんですが、どういう事に結局なったんでしょうか。

○(澤田 一政 商工観光課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、澤田商工観光課長。

○(澤田 一政 商工観光課長) はい。

これは継続してやっていく予定です。で、今回のですね、新型コロナウイルス感染症の関係の臨時交付金で周遊プロジェクト、すみません、ちょっと名前が、申し訳ないです。(資料を探す) 周遊コンテンツ造成事業というですね、臨時交付金の事業を計上しております。で、そちらに名前を切り替えて実質やることは同様の事業です。

で、元々このアートプロジェクトについては、離島活性化交付金の1/2の補助だったんですけども、臨時交付金は全額使用できるという事で、そちらの方がより財源的にも有利という事で、そちらに組み替えて行っております。以上です。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員) はい。

そしたら、あと同じ観光のところで、雇用維持助成金と観光プロモーション活動事業というのを減額しているんですよねえ、でも、繰越に確かあったと思うんですけども、これもどのような理由でこういう事になっているのか、ご説明願えますか。

○(澤田 一政 商工観光課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、澤田商工観光課長。

○(澤田 一政 商工観光課長) はい。

雇用維持助成金につきましては、元々300万円の予算計上でした。で、この補正を計上する1月においては実際に使っているところはゼロでした。で、2月に入りまして、何件か申請出てきまして、今現在ですねえ、53万5千円の実績がございます。で、最終的には、まあ100万円のまあ繰越になっておりますけども、最終6月の議会の時の報告については、まあ数十万円残るくらいの実績になろうかと推測しております。

で、もう一点が、はい、観光プロモーション活動事業につきましては、この春のですねえ、観光シーズンに合わせたプロモーションも撮影する必要があるがございますので、まあ、それらを取材等行う関係で繰り越す事しております。で、今回のこの観光プロモーションの減額ですかねえ、はい、これについては、入札減少金に伴う減額です。はい、以上です。

○(前田 省二 議長) 他にございますか。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員) はい。

41ページにあるですねえ、上島町宿泊事業者応援割というのが減額になっているんですけど、これ、今確か「上島町内に宿泊すると、まあ安く泊まれるので、町内の皆さん泊まりに行ってください」とやっていると思うんですよ。で、ここに減額があるんで、予算的に、ここ減額しちゃっていいのかなと思ったりしたんですけど、これ、やっている事が違うんですかねえ。

○(澤田 一政 商工観光課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) 澤田商工観光課長。

○(澤田 一政 商工観光課長) はい。

この宿泊事業者応援割事業というのは、まあ当初、全国の方を対象にですねえ実施する予定でした。で、8月に入りまして、コロナの感染拡大に伴いですねえ、範囲を中国、四国9県と九州の宮崎、大分、この2県に限定させてもらいました。まあ、これは愛媛県がそのように実施した関係もございまして、それに合わせたと。で、また、12月に更に

第三次の感染拡大がございまして、愛媛県も、愛媛県県内のみという事になりまして、それに合わせて上島町も同様の対応をさせていただきました。で、当初計画していたものよりも、大幅な、まあ、事業が実施できなかったので減額すると。まあ、折角こういう補助金がございますので、まあ改めて町内の住民の方に、「地元にもこんなに宿泊施設があるよ」と。で、ある程度のまあ経済効果も期待させていただきまして、まあそういう宣伝等もさせていただいております。はい、以上です。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員) はい。

この宿泊事業者応援割は、でも繰り越してないじゃないですか。えっ、繰り越していたっけ。(澤田商工観光課長から「いえ」の声あり) 繰り越してないですよ。え。っていう事は、今、上島町内でやっている宿泊の事業には、このお金は使わないという認識でいいんですよ。

○(澤田 一政 商工観光課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、澤田商工観光課長。

○(澤田 一政 商工観光課長) はい。

数十万円分の予算は確保しておりますので、それに対応する予定にしております。(大西議員から「はい」の声あり)

○(前田 省二 議長) 他にございませんか。

○(11番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉 議員) はい。

恐縮ですけども、ちょっとページを戻します。

35ページの件なんですけども、このごみの収集の車の件なんですけども、聞いていますと、要は業者が車を持って、この業務に携われば経費も安くつきますよという趣旨の説明であったかと、このように認識しておりますが、私は全く正反対の考えを持っております。で、非常に、この車を持って参加するというのは非常に限られていますので、広く町内の業者にこの仕事をやらせてもらうのであれば、まあ基本的にはですね、行政が車両を持ってですね、それで、その都度ですね、入札を行い、業者を決めて行けば、業務にかかる費用、委託費用が安くなるんじゃないかと、このように感じております。

その例が、昨年3月にいろいろと私共もすべてを満足してはおりませんけども、結果的にですね、安くなったという事が事実として表れていますので、確かに入札の段取りとか、その辺の経緯がスムーズに行ったとは思いませんけども、結果的に見積入札をやった、この事業をやり、弓削は弓削、生名は生名、それから岩城は岩城という事で、それぞれの業者が手を挙げて入札をしてやっただと。そうすると、やはり、非常に委託料が安くなったという経緯がありますので、私は、もう基本的にはですね、行政が車を持って、この事業に携わるという方が、そのトータル的に経費が落ちるんじゃないかと、このように思っております。

まあ、私は専門家じゃないから、あれですけども、実際問題として、旧合併する前ですねえ、岩城村も、それから生名も村が直営でやっているという状況にあったというふうに聞いておりますし、それから、旧弓削町も行政が車を持って業者に貸し付けてやっていたというふうに認識しております。

そういう状況で、この島しょ部のこの業界にこの仕事をするのであれば、やはり車を行政が持って、その都度適正な業者を選定してやる事が、そのトータル的に経費の削減という事になろうかと思っておりますので、是非この辺は、全く同僚議員とは考え方が違いますけど、そういう考え方もあるという事も含んでおいていただきたいし、是非、その方向でやっていただければいいなと、このように思っております。

もし、コメントがありましたらお聞かせください。

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員) はい。

先ほどの濱田議員の言い分もあるかとは思いますが、このごみ収集に関しまして、私も興味がありましたので、公文書公開請求などを利用して、いろいろ資料を集めさせていただきました。

まず、…(濱田議員から「議長、私の答弁もらってないので」の声あり)

○(前田 省二 議長) 分かりました。ちょっと藤田議員、後にしてください。

○(3番・藤田 徹也 議員) はい。すみません。

○(上村 俊之 町長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

濱田議員の仰る考え方もあるというのは、認識はしております。ただ、私も町の代表として、町民の税金を預かっている者として、いかにしたら町民の税金の支出が少なくできるか。それを基本に考えております。そういった部分で客観的に計算して、簡潔に言いますと、民間業者が持って、民間に委託する方が安く上がる、町民の税金が少なくなるという事でございます。いろんな考えはあると思いますが、客観的な数字を出して、出した答えがこの数字でございまして、その辺ご理解いただきたいと思います。

○(11番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

まあ、そういう私の考え方も理解できるという事であればですねえ、ついでに申しますと、実際、去年、入札してですねえ、安くなった事はご存じのとおりであります。やはり、車を業者の方で用意しますとねえ、その業者にもう10年、20年の固定で、その業者に委託をせざるを得ないという状況になろうかと思っております。そうすると、やはり自然と高止まりの入札価格になるんじゃないかと、このように非常に心配しております。その辺は、誰がどう判断するのか非常に難しくなりますので、私は、話は戻しますが、行政が車を持って業者に貸し付けてやった方が安いんだろうと、このように思っております。

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手) 議長。

○(上村 俊之 町長) ちょっと待ってください。ごめんなさい。(挙手)

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

先ほど申し上げましたように、10人おれば10人の意見があるかとは思いますが、何度も言いますが、町民の利益を考えた時に、民間委託、そして自分達が設備を持って大事に1年でも2年でも長く使う。それが町民にとってすごくプラスになる。そのように思っているところでございます。まあ、入札云々ありましたが、入札につきましても様々な問題点がございましたので、また機会がありましたら、お伝えしたいと思っておりますけれども、藤田議員もいろんな質問があるみたいなので、私が1から10まで答えるのは良くないと思いますので、どちらにいたしましても町民の利益を考えたときに、業者が持って民間がやる。よく私が、まあ4年間勉強させていただいている間に直営が安い、直営が安いという話を聞きますが、どこに根拠があって、このような話が出ているのか、よく分かりません。

今回、このパッカー車についても然り、焼却についても然り、収集についても全て精査しました。余分ではございますが、生名の回漕店も精査しました。全てが民間委託の方が安く上がるという事でございます。

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員) はい。

先ほどの濱田議員の疑問をこの資料により払しょくさせていただきます。

まず、入札によって委託料が安くなった。昨年においては、生名地区、弓削地区において約半額の入札金額でございましたが、これと裏腹に私が公文書公開請求を経て収集した資料には、まあ生名地区に関してクリーンセンターカミジマ、これは住民などからの要望、指摘、クレームなど報告書にしっかり記載されていまして、「生名地区のごみ収集運搬業務を受託したが、収集運搬後、クリーンセンターで午後5時まで直接搬入、ごみの受入れ業務、不燃系の粗大ごみなどの仕分け、解体作業を行っている。入札時に、詳しい業務内容の説明が無く、ごみを収集して処分先へ運搬するだけの金額で見積書を提出しているため、収集運搬後にクリーンセンターで作業する人件費は含んでいない。このままでは経営できないので、クリーンセンターでの作業を免除していただきたい。まずは、担当者に事情を説明しますので、後日、町長との協議の場を用意していただきたい」という内容です。

これに対しての町側の対応は、「見積依頼の際に添付した金抜き設計書には、作業員2人が1日8時間の勤務を、また仕様書には作業内容も明記しています。その内容を十分に理解したうえで入札に参加した結果なので、担当課としては簡単に契約内容を変更できません。お伺いした要望につきましては、町長まで報告させていただきます。今後の方針として、廃棄物処理法施行令第4条第5号に基づき指名したのか疑問に思いますが、受託者との協議をお願いします」とあります。(大西議員から「議長、藤田議員のお話、いろい

ろあるんでしょけども、ちょっとその審議とはかなり」の声あり）すみません、ちょっと説明で、もうすぐ終わります。（林議員から「質問じゃないですよ」などの声あり）

○(前田 省二 議長)

藤田議員、質問があれば言ってください。これはただの説明だけであります。質問があるんなら端的に。

○(3番・藤田 徹也 議員)

質問する、これに答えるための資料なんです。（林 康彦議員から「議長、止めにや」の声あり）

○(前田 省二 議長)

質問があればね、大西議員みたいに端的に質問してください。

○(3番・藤田 徹也 議員)

分かりました。では、やめます。

○(前田 省二 議長)

ほいじゃ、他に。まだありますか。（大西議員から「私はもう一つだけ」の声あり）はい、それが終わったら休憩取ります。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい、すみません。

○(前田 省二 議長) 大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員) はい。

そうしましたら、またページを繰っていただいて、55ページなんですけれども、教育委員会のグラウンド管理業務がまあ減額されているんですよ。まあグラウンド確かにコロナがあって、あまりお使いにならなかったという事は、まあ確かにあるかなとは思いますが、まあハード的に整備されていれば、当然、草刈りとかね、水やりとか、いろいろあるかと思うんですよ。で、ちょっと減額になった理由を教えてくださいなんです。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長) はい。

この教育委員会グラウンド管理業務ですが、グラウンド周辺、教育委員会の周辺の管理業務という事で、総務課の施設係にある公園等の公共施設管理業務の中で実施したため、うちでは支出しなかったんで落とす、はい、減額計上しました。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員)

そしたら、来年度以降もそういう形でやっていかれるという認識でよろしいんですかねえ。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長) はい。その予定でございます。

○(前田 省二 議長)

それでは、ここで一旦休憩に入ります。１０分間、午後３時２５分まで休憩とします。
(休 憩 : 午後 ３時１５分 ～ ３時２５分)

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

他に質疑ございますか。(沈黙) はい、質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

○(7番・池本 光章 議員)(挙手)

○(前田 省二 議長) はい、池本 光章議員。

(池本 光章議員、登壇)

○(7番・池本 光章 議員)

議案第９号、「令和２年度上島町一般会計補正予算（第８号）」について反対討論を行います。

歳出、４款、衛生費、２項、清掃費、２目、塵芥処理費、１７節、備品購入費において、塵芥収集運搬車購入費２，５５７万９千円を予算から全額カットしていますが、この金額は、議会発議として提言された令和２年７月１３日付け上議発第１２９号、塵芥収集運搬処理業務委託に係る提言に基づき、上島町からの回答に従い予算計上されたものであります。議会と行政の間で交わされた約束ごとを何の協議もなく、一方的に破棄される事はあってはならない行為です。しっかりとした協議を重ね、納得できる結果を持って予算執行に当たるべきではないでしょうか。また、住民に対して、開かれた予算執行に努めるべきと考え、この議案第９号、「令和２年度上島町一般会計補正予算（第８号）」については反対します。議会と行政の関係において、重要な案件課題です。皆さん、議会人としての判断をよろしくお願いいたします。

(池本 光章議員、登壇)

○(前田 省二 議長) 他に討論ございますか。

○(13番・大西 幸江 議員)(挙手) はい。

○(前田 省二 議長)

はい、大西議員。(大西議員から「反対討論でもいいですか」の声あり)賛成がおりませんので。(大西議員から「いいですか」の声あり)はい。

(大西議員、登壇)

○(13番・大西 幸江 議員)

議席番号１３番・大西 幸江です。

私は、議案第９号「令和２年度上島町一般会計補正予算（第８号）」に反対の立場で討論させていただきます。で、本予算の中身についてはいろいろあるんですけども、一番に、このフェスパの検証委員会の予算の使われ方に異議があります。基本的には、予算は目的予算です。ですが、今回、各支所の緊急予算を寄せ集めて、フェスパの検証委員会を２月に急きょ立ち上げて検証しようとしています。そして、これを繰り越そうとしている

と。これは、ご議会に全く報告ありませんでしたし、緊急予算はもともと説明で各支所の緊急的な事に使うという事だったので、こういう使われ方は大変遺憾に思います。なので、この予算について、繰越について反対をさせていただきます。以上です。

(大西議員、降壇)

○(前田 省二 議長) 他にございませんか。

○(11番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長)

はい、濱田議員。(濱田議員から「反対で良いですか」の声あり) 賛成がおらんけん。

(濱田議員、登壇)

○(11番・濱田 高嘉 議員)

議席番号11番、濱田でございます。私は、議案第9号「令和2年度上島町一般会計補正予算」に反対の立場で討論を行います。

「令和2年度上島町一般会計補正予算(第8号)」4款、2項、2目、17節、備品購入費2,557万9千円。これは、ごみ収集運搬車両を購入するという予算でしたが、減額されており、この補正予算に納得できず、賛成するわけにはまいりません。その主な理由を申し上げて議員の皆様方の賛同をお願いするものであります。

先程も言いましたように、私は、これはですねえ、必要不可欠な車両だという事で予算を決めて通したものが、これまで全協でもきちとした説明がなく、ただ減額されていたという事でございます。ですから、未だに執行されず予算がですねえ、また理由や説明もなく町としての責任を果たしてないと、議会軽視ではないかと。このように思わざるを得ないです。

2番目にですねえ、ごみ収集運搬業務を町内の業者だけに限定するならば、この業務を託すのであればですよ、車両は上島町が保有し、見積入札等で決まった業者に貸与する事で、公正な業者選定等に大きく寄与し、結果として委託料の減額が期待されるんじゃないかと、このように思っております。

先程も申しましたように、最後には合併前の現状は、旧生名村、旧岩城村もそれぞれ車両を持って村が直営で運営し、旧弓削町は町が車両を保有し、業者に貸し与えて、この業務を行っていたという状況であります。

是非ですねえ、いろいろ見方がありますけども、私は先程言いましたように、この問題は非常に町民も関心もありますし、はっきり言って町を二分したような状況になっていまして、我々議員としても非常にそういう事については、憂慮しているところでございますけども、やはり私の自論はですねえ、このようなごみの問題は、公平に業者に仕事を与えるという意味では、やはり車両を町が持って業者選定して、その方々に車両を貸し、適正な委託料でやっていただくと。これが、今後の上島町の財政にも大きく寄与し、期待も出来るんじゃないかと、このように思いまして、是非、議員の皆様方のご賛同をお願いしまして、私の反対討論といたします。ありがとうございました。

(濱田議員、降壇)

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員、討論でしょ。

(藤田議員、登壇)

○(3番・藤田 徹也 議員)

私は賛成の立場でものを言わせていただきます。

先程のパッカー車購入の予算削除につきましては、前の議会が前の町長に提言したもので、先程、担当課長からも説明がありましたが、そのパッカー車購入についてのプロセスについて何ら進展がなされていません。そして、今ここでその購入費用が削除されているからといって、これは今の町長の判断でございます。

私は、その判断を尊重いたします。そして、フェスパの精査に係るお金についてですが、これは今後、間もなくいきなスポレクの運営の、運営に関わる大事な事でございます。しっかり精査したうえ、今後の運営方針を決めるうえで必要な経費だと考えております。以上です。

(藤田議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

他にございませんか。(沈黙) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第9号「令和2年度上島町一般会計補正予算(第8号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者：徳永議員、林 敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、藏谷議員。

反対者：林 康彦議員、池本 光章議員、寺下議員、亀井議員、濱田議員、
池本 興治議員、大西議員。

起立、少数です。よって、議案第9号は否決されました。

日程第15、議案第10号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第15、議案第10号「令和2年度上島町国民健康保険事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 住民課長)(挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長) はい。

それでは、議案第10号「令和2年度上島町国民健康保険事業会計補正予算(第3号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

補正予算の総額につきましては、第1条にありますように、歳入歳出それぞれ20万円減額し、予算の総額を11億1,380万円とします。

主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので7ページをお願いいたします。

歳入ですが、1款1項、国民健康保険税、補正額738万8千円の増は、徴収実績に基づき増額しております。

4款1項1目2節、特別交付金91万4千円の増は、へき地直診交付金の診療日数が増えたことに伴い増額となっております。

8ページをお願いいたします。

6款1項1目の一般会計繰入金、1,650万円の減は、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分の確定などによるものです。

7款1項1目の繰越金、799万8千円の増は、前年度繰越金を計上したものです。

12ページをお願いいたします。

歳出ですが、5款2項1目12節、委託料300万円の減は、コロナウイルス感染症により、春の特定健診を中止したため受診者数が減少し委託料が減となりました。

13ページをお願いいたします。

7款1項3目22節、国庫支出金等精算返還金280万8千円の増は、令和元年度国民健康保険普通交付金の実績の確定による返還金です。

14ページをお願いいたします。

7款2項1目27節、繰出金97万4千円の増は、魚島国保診療所の診療日数の増加によるものです。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第10号「令和2年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立ください。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第11号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第16、議案第11号「令和2年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 住民課長)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長) はい。

議案第11号「令和2年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算（第2号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第1条にありますように、歳入歳出それぞれ560万円を減額し、予算の総額を4,920万円とします。

主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入ですが、1款1項1目、国民健康保険診療所報酬収入53万3千円の減、3目、後期高齢者医療診療報酬収入41万2千円の減、4目、一部負担金収入28万8千円の減は、受診者数の減によるものです。

4款1項1目、一般会計繰入金560万円の減は、人件費、薬品費等の減によるものです。

9ページをお願いいたします。

歳出ですが、1款1項1目3節、職員手当等202万3千円の減は、人事異動等によるものです。

10ページをお願いいたします。

2款1項3目10節、需用費の医薬材料費206万1千円の減は受診者数の減と、後発医薬品への切り替えによるものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第11号「令和2年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算（第2号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第12号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第17、議案第12号「令和2年度上島町へき地出張診療所事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 住民課長)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長) はい。

議案第12号「令和2年度上島町へき地出張診療所事業会計補正予算（第1号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第1条にありますように、歳入歳出それぞれ20万円を減額し、予算の総額を580万円といたします。

主なものにつきまして、事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

歳入ですが、3款1項1目1節、診療所費補助金52万円の減は、診療報酬増に伴って、逆に補助金の減額によるものです。

4款1項1目、一般会計繰入金10万円の減は、外来収入の増等に伴う繰入金の減額です。

9ページをお願いいたします。

歳出ですが、1款1項1目2節、給料2万7千円の減と、4節、共済費12万6千円の減は、人事異動等に伴うものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第12号「令和2年度上島町へき地出張診療所事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第13号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第18、議案第13号「令和2年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 住民課長)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長) はい。

議案第13号「令和2年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第1条にありますように、歳入歳出それぞれ700万円を減額し、予算の総額を1億4,470万円といたします。

主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので7ページをお願いいたします。歳入です。

1 款 1 項 1 目、特別徴収保険料 4 1 5 万 4 千円の減は、保険料率改正に伴い広域連合が多く見込んでいたため、減額しています。

4 款 1 項 1 目、事務費繰入金 9 4 万 5 千円の減及び 2 目、保険基盤安定繰入金 2, 6 3 2 千円の減は、実績及び保険料軽減額の確定によるための減額です。

8 ページをお願いいたします。

歳出ですが、2 款 1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金 7 3 7 万 8 千円の減は、保険料の減額と保険料の軽減額等が確定したことに伴う減額です。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 1 3 号「令和 2 年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第 1 3 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 9、議案第 1 4 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 1 8、続いて、日程第 1 9、議案第 1 4 号「令和 2 年度上島町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(越智 康浩 生活環境課長)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい。越智生活環境課長。

○(越智 康浩 生活環境課長) はい。

議案第 1 4 号「上島町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）」について説明いたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第 1 条にございますように、歳入歳出それぞれ 7 0 0 万円を減額し、総額を 3 億 5, 1 0 0 万円といたします。

4 ページをお願いいたします。

第 2 表の繰越明許費ですが、「公営企業会計移行事務支援業務」につきましては、電算化されていない資料が多く、また、合併前の旧町村での事業であり、決算値との突合に時間を要し、年度内完成が困難となったことから、翌年度に繰越しするものです。

また、「弓削・生名浄化センター長寿命化事業」につきましては、「弓削浄化センター長寿命化工事」として、翌年度以降、窒素・リン計改修工事を進めることとしておりましたが、要望額以上の内示があり、設計等に不測の日数を要し、翌年度の繰越が必要になったものです。

補正の主なものにつきまして、事項別明細書で説明いたしますので、８ページをお願いいたします。

歳入ですが、２款１項１目、公共下水道使用料においては、使用量の減による見込みから２４０万円の減額、５款１項１目、一般会計繰入金はこの後の歳出補正の説明をいたしますが、支出総額見込みにより３６０万円の減、８款１項１目、公共下水道事業債につきましては、公営企業会計移行に伴う支援業務の入札減少金が生じたことにより起債額１００万円を減額補正するものでございます。

９ページをお願いします。

歳出ですが、１款１項１目、公共下水道管理費の１０節、需用費は、弓削、生名、岩城の各浄化センター及びマンホールポンプの電気代、水道代に減額が生じたため、減額補正するものです。

１１節、手数料は、汚泥処分量の減少に伴う汚泥運搬費の減額です。

１２節、委託料の保守点検委託費の減額は、各浄化センターの維持管理業保守点検業務の入札減少金でございます。

１款１項２目、下水道建設費の１２節、委託料は、同じく入札減少金です。

以上で、議案第１４号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありますか。（「ありません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第１４号「令和２年度上島町公共下水道事業会計補正予算（第２号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立、全員です。よって、議案第１４号は、原案のとおり可決されました。

日程第２０、議案第１５号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第２０、議案第１５号「令和２年度上島町ＣＡＴＶ事業会計補正予算（第１号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 企画情報課長)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい、杉田企画情報課長。

○(杉田 和房 企画情報課長) はい。

議案第１５号、「令和２年度上島町ＣＡＴＶ事業会計補正予算（第１号）」の説明をいたします。

予算書の１ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第１条にございますように、歳入歳出それぞれ１６０万円を減額し、予算の総額を５，４２０万円といたします。

主な内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお開けください。

歳入です。1巻1項1目、CATV使用料ですが、転出等により脱退件数が増え、当初見込みより23万円減額いたします。続いて、2款1項1目、一般会計繰入金ですが、歳出総額の減により270万円減額いたします。

次に、4款1項2目、雑入ですが、愛媛県の事業であるコロナ禍に伴う利用促進事業により実施した民間会社からの広告料の増により96万8千円増額しております。

8ページをお願いいたします。

歳出ですが、1款1項1目3節、職員手当等の159万3千円の減額については、コロナ禍による行事、イベント等の中止により、取材件数が減少したことに伴い、時間外手当の減額84万4千円と、負担率の改定に伴う退職手当負担金の減額74万9千円でございます。以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありますか。(複数の「ありません」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。(複数の「ありません」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第15号「令和2年度上島町CATV事業会計補正予算(第1号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立ください。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第16号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第21、議案第16号「令和2年度上島町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(越智 康浩 生活環境課長)(挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、越智生活環境課長。

○(越智 康浩 生活環境課長) はい。

議案第16号「上島町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)」について説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ270万円を減額し、総額を6,730万円といたします。

4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費ですが、「公営企業会計移行事務支援業務」につきましては、先程の公共下水道事業と同じ理由で、繰越しをするものでございます。

補正予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

歳入ですが、2款1項1目、農業集落排水使用料において、使用量の減による見込みから20万円減額、3款1項1目、国庫補助金及び3款1項1目、県補助金は、補助対象事業費の減少により合計120万円の減、9款1項1目、集落排水事業債につきまして、同様施設整備費の減少と公営企業会計移行に伴う支援業務の入札減少金が生じたことにより起債額130万円を減額補正するものでございます。

9ページをお願いします。

歳出ですが、1款1項1目、農業集落排水管理費の12節、委託料の保守点検委託費の減額は、各浄化センターの維持管理業保守点検業務と水質分析業務委託の入札減少金によるものでございます。

以上ですが、議案第16号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありますか。（「ありません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第16号「令和2年度上島町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第17号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第22、議案第17号「令和2年度上島町介護保険事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(大本 一明 健康推進課長)（挙手）はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、大本健康推進課長。

○(大本 一明 健康推進課長) はい。

議案第17号「令和2年度上島町介護保険事業会計補正予算（第2号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いします。

予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ300万円を減額し、8億8,200万円とします。

予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明しますので、7ページをお願いします。歳入になります。

3款1項1目の介護給付費負担金312万3千円の増は、利用者の増によるものです。3款2項の国庫補助金の減額、4款の支払基金の減額については、利用者の減によるものです。

8ページをお願いします。

5 款の県支出金の減額についても利用者の減によるものです。

7 款の一般会計繰入金ですが、給付費の減及び人事院勧告による人件費の減はありますが、低所得者の保険料軽減措置の軽減率が高くなったことにより、全体では340万円の増額となっております。

10 ページをお願いします。歳出になります。

1 款1 項1 目の介護保険事務処理委託の277万2千円の減は、業務の一部を令和3年度に実施することになったためです。

12 ページから17 ページにかけての2 款、保険給付費についての減額補正は利用者の減によるものです。

19 ページをお願いします。基金積立金の787万7千円の増は、給付費の減に伴い保険料の残額を積み立てるものです。

20 ページをお願いします。

5 款1 項1 目の介護予防・生活支援サービス事業負担金177万9千円の減も利用者の減によるものです。

その他の項目については、人事院勧告による人件費の減額対応と財源充当の変更となります。

以上簡単ではございますが、議案第17号「令和2年度上島町介護保険事業会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。よろしくお願いします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第17号「令和2年度上島町介護保険事業会計補正予算（第2号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第18号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第23、議案第18号「令和2年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(大本 一明 健康推進課長)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい、大本健康推進課長。

○(大本 一明 健康推進課長) はい。

議案第18号「令和2年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第2号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いします。

予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ80万円を減額し、5,450万円とします。

予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明しますので、7ページをお願いします。歳入になります。

1款1項3目の地域密着型通所介護サービス費収入の190万7千円の増及び5目の居宅介護サービス計画費収入の78万4千円の増については、利用者の増によるものです。

2款の一般会計繰入金の380万円の減は、精査に伴い減額するものです。

8ページ以降の歳出については、人事院勧告による人件費の減となります。

以上、簡単ではございますが、議案第18号「令和2年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。よろしくお願いします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第18号「令和2年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第2号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第19号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第24、議案第19号「令和2年度上島町浄化槽事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(越智 康浩 生活環境課長)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい、越智生活環境課長。

○(越智 康浩 生活環境課長) はい。

議案第19号 上島町浄化槽事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の総額には変更はございません。

2ページをお願いします。

第2表の繰越明許費ですが、公共下水道事業と農業集落排水事業と同様、「公営企業会計移行事務支援業務」につきまして、電算化されていない資料が多いため、翌年度へ繰越すものでございます。

以上、簡単ですが議案第19号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第19号、「令和2年度上島町浄化槽事業会計補正予算（第2号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第20号

○（前田 省二 議長）

続いて、日程第25、議案第20号、「令和2年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○（村上 和彦 公共交通課長）（挙手）議長。

○（前田 省二 議長） はい、村上公共交通課長。

○（村上 和彦 公共交通課長） はい。

議案第20号「令和2年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第2号）」の説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ720万円を減額し、総額を1億3,020万円といたします。

補正予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明しますので、7ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、1款1項1目、運航収入のうち旅客収入について330万円を減額いたします。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の減によるものです。

続いて、4款1項1目の一般会計繰入金390万円の減は歳出総額の減に伴い減額補正を行うものです。

8ページをお願いいたします。

歳出について説明いたします。

1款1項1目、一般管理費の26節、公課費90万円の減は、消費税額確定に伴う減額補正です。

続いて、9ページをお願いいたします。

1款2項1目、一般業務費の3節、職員手当等の275万2千円の減は実績及び負担率の引き下げに伴い時間外勤務手当及び退職手当負担金をそれぞれ減額するものです。

次に、1款2項2目、動力費の10節、需用費の360万円の減は、燃料単価の減に伴い燃料費を減額するものです。

なお、予備費を5万2千円増額補正し、歳出予算総額の調整を行っております。

以上、簡単ですが、議案第20号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第20号、「令和2年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第2号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

ここで5分間、トイレ休憩をいたします。4時15分まで。

（ 休 憩 ： 午後 4時10分 ～ 4時15分 ）

日程第26、議案第21

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

続いて、日程第26、議案第21号「令和2年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(角濱 信夫 海光園長)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい、角濱海光園長。

○(角濱 信夫 海光園長)

それでは、議案第21号「令和2年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」について説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ2,270万円を減額し、総額を4億2,480万円とします。

補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

まず歳入ですが、1款1項1目の介護サービス費収入1,500万円の減、同じく2目の自己負担金収入170万円の減は、看護師不足により新規入所者の受入れを一時中止していたことに伴い、当初見込みよりも利用人数が減少したことから、減額するものです。

続いて1款2項1目の短期入所介護サービス費収入130万円の増、同じく2目の自己負担金収入40万円の増は、短期入所の空床利用が増加したことにより、増額するものです。

次に8ページをお願いいたします。7款1項1目の一般会計繰入金820万円の減は、歳出予算総額の減に伴い減額するものです。

続いて歳出予算について説明しますので、9ページをお願いいたします。

まず、1款1項1目の一般管理費は、1,952万円の減額となっております。内訳として、2節、給料270万円の減、3節、職員手当等1,238万7千円の減及び4節、共済費270万円の減は、当初見込みどおり看護職員を確保できなかったこと等による減額と、退職手当負担金の負担率の改定による減額、11節、役務費143万4千円の減は、新型コロナウイルス感染症の予防のため、空調機分解清掃等を見送ったことによる減額です。

続いて、10ページをお願いいたします。

2款1項1目の介護サービス事業費は、350万円の減額となっております。これは、主に、看護師不足による新規入所者の受入れ一時中止により入所者数が減少したことに伴い、賄材料費等が減少したことによる減額です。

以上、簡単ですが、議案第21号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第21号、「令和2年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第2号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第22

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第27、議案第22号、「令和2年度上島町生名船舶事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(村上 和彦 公共交通課長)(挙手)議長。

○(前田 省二 議長) はい、村上公共交通課長。

○(村上 和彦 公共交通課長) はい。

議案第22号「令和2年度上島町生名船舶事業会計補正予算(第3号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第1条にございますように歳入歳出それぞれ1,170万円を追加し総額を2億8,600万円といたします。

次に補正予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明しますので、7ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、1款1項1目、運航収入のうち1節、旅客収入を680万円、2節、荷物収入を1,350万円それぞれ減額補正いたします。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により生名フェリーの利用者が大幅に減少した事によるものです。

続いて、4款1項1目の繰越金については、運航収入の減及び歳出総額の増に伴い財源として3,100万円を増額補正いたします。

次に、7款2項1目、離島航路補助金100万円の増は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策経費及び利用客の減少に対する国からの補助金を新規に予算計上するものです。

次に、歳出について説明しますので8ページをお願いいたします。

1款1項1目、一般管理費について、1,935万8千円の増額補正となりますので内訳を節ごとに説明いたします。まず、3節、職員手当等68万2千円の減は負担率の引き下げに伴い退職手当負担金を減額するものです。次に、11節、役務費130万円の減は、新型コロナウイルスの影響により各種イベント等が中止となり、交通整理員の配置日数が大幅に減少した事により、交通整理員配置に関わる手数料を減額するものです。

次に24節、積立金2,454万円の増額は、これまで前年度繰越金として、翌年度に繰り越されてきた各年度の決算剰余金について、今年度の収支状況の中で積み立てが可能な額を生名船舶基金に積み立てることにより、これまでの決算剰余金を整理するものです。次に26節、公課費、320万円の減は、消費税支払い額の確定に伴い消費税を減額補正するものです。

続いて、9ページをお願いいたします。

1款2項1目、運航総務費は、754万4千円の減額補正となりますので内訳を節ごとに説明いたします。まず、3節、職員手当等120万円の減は負担率の引き下げに伴い退職手当負担金を減額するものです。次に、10節、需用費、180万円の減は燃料単価の減に伴い燃料費を減額するものです。次に13節、使用料及び賃借料454万4千円の減については、利用者数の減少に伴い立石港棧橋使用料を140万円、また令和2年9月から新造船ゆめしまが就航したことに伴い傭船の必要がなくなったことから、船舶借り上げ料を314万4千円それぞれ減額補正するものです。なお、予備費を歳出総額調整のため、11万4千円減額補正しております。

以上、簡単ですが、議案第22号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第22号「令和2年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第3号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

日程第28～第43、議案第23～第38号

○(前田 省二 議長)

続きまして、日程第２８、議案第２３号「令和３年度上島町一般会計予算」から日程第４３、議案第３８号「令和３年度上島町上水道事業会計予算」までの「当初予算案１６件を一括議題」としたいと思いますが、ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。よって、日程第２８、議案第２３号「令和３年度上島町一般会計予算」から日程第４３、議案第３８号「令和３年度上島町上水道事業会計予算」までの「当初予算案１６件を一括議題」といたします。

お諮りします。本来であれば、ここで当初予算案１６件の議案についての説明を受けるところではありますが、時間の関係でここでの説明は省略させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

なお、議案第２３号から議案第３８号については、慎重審査の必要がありますので、予算決算委員会に付託して審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。従って、議案第２３号から議案第３８号までについて予算決算委員会に付託し、会期中に審議することに決定いたしました。よって、ここでの質疑は省略いたします。なお、各会計予算については、予算決算委員会において説明を受けたいと思います。

日程第４４、議案第３９号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第４４、議案第３９号「上島町最終処分場建設工事（造成）請負契約の一部変更について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(越智 康浩 生活環境課長)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい、越智生活環境課長。

○(越智 康浩 生活環境課長) はい。

議案第３９号「上島町最終処分場建設工事（造成）請負契約の一部変更について」平成３１年３月８日に議会の議決を得て、請負契約を締結した上島町最終処分場建設工事（造成）の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

変更内容、１、契約金額、（１）変更前契約金額３億１,３０３万８千円、（２）変更後契約金額２億９,０７６万９千円、（３）変更する額２,２２６万９千円の減額でございます。

提案理由といたしましては、設計図書の一部変更する契約を締結をいたしたいので、地方自治法第９６条第１項第５号並びに上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものでございます。

変更内容について説明いたします。

今回の主な変更理由といたしましては、契約当初は掘削残土処分を弓削地区に搬出の予定をしておりましたが、工事現場付近に確保できたことから、当初の処理運搬距離が短縮

されたことにより減額し、また、当初契約時における設計掘削土量より、実掘削土量が増加したことが増額の要因となり、最終精査出来高により減額となったものでございます。施設内の設計と形状の内容は、ほぼ変更ございません。

別添の参考資料1は、今回の最終処分場の2月6日に撮影した現況写真と、参考資料2については、主な変更内容を示した平図面でございますので、ご覧いただけたらと思います。

以上で、変更内容の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由等の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(11番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉 議員) はい。

えっとこの工事に直接の問題ではないんですけれども、実はあの県内でもですね、多くの自治体が土壌汚染対策法に則ってですね、それをほとんど見逃しているような状況を新聞紙上で見てるんですけれども、本町におけるこの最終処分場は、その辺の事はきちっとされているのでしょうか。

○(越智 康浩 生活環境課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、越智生活環境課長。

○(越智 康浩 生活環境課長) はい。

本工事のところは、3,000㎡を超えておりまして、保健所の方に届出は行っております。

○(前田 省二 議長) 他に質疑ございませんか。

○(9番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、寺下議員。

○(9番・寺下 満憲 議員) はい。

この処分場が、用地として決定した時に一度視察に行ったんですけれども、進入路が余り良くなかったという記憶があるんですけれども、この進入路の改良工事はしないのですか。

○(越智 康浩 生活環境課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、越智生活環境課長。

○(越智 康浩 生活環境課長)

これの以前の旧農道の、町道のところでございますか。あの現在、建設課の方で道路拡張の計画はあると聞いております。

○(山本 九十九 建設課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、山本建設課長。

○(山本 九十九 建設課長) はい。

令和3年度の予算において、設計委託の予算を計上させていただいております。以上です。

○(前田 省二 議長) ほかに質疑ございませんか。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員) はい。

ちょっと関連なんですけれど、拡幅するっていうことは全体的に見直すという考えでよろしんですかね。言ったら下の方っていう言い方でいいんですかね。入口の方からこの場所までの道を全体的に拡幅するっていう考え方でいいんですかね。

○(山本 九十九 建設課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、山本建設課長。

○(山本 九十九 建設課長) はい。

来年度設計委託の内容は、牛肉加工場の付近からこの現場までの拡幅工事の計画とそれと合わせて別ルートが可能かどうかという検討も行います。海岸線を使ってこの場所に行くというルートも検討いたします。

○(前田 省二 議長) ほかにございますか。

(沈黙) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(沈黙) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第39号「上島町最終処分場建設工事(造成)請負契約の一部変更について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立、全員です。よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

日程第45、議案第40号

○(前田 省二 議長)

続いて日程第45、議案第40号並びに日程第46、議案第41号の「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は同様の人事案件であるため、一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。よって、日程第45、議案第40号並びに日程第46、議案第41号の「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を一括議題といたします。なお、採決については、議案ごとにそれぞれ採決を行います。

それでは、提案理由の一括説明を求めます。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

議案第40号及び議案第41号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を提案させていただきます。

(提案理由)

本町の区域に置かれている人権擁護委員のうち2名が、令和3年6月30日をもって任期満了となるため、後任の候補者を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第40号では

越智郡上島町弓削地区

宮川 阪光（ミヤガワ サカミツ）氏 と、

議案第41号では

上島町岩城地区

古本 貢（フルモト ミツギ）氏 でございます。

お二人は、人格識見ともに優れ、人権擁護に対し造詣が深い人でございます。人権擁護委員候補者として引き続き法務大臣に推薦するため、議会のご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。

○（前田 省二 議長）

ただ今、提案理由の説明がありました。本件は人事案件でありますので、質疑と討論は省略して、直ちに「起立による採決」を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

はじめに、議案第40号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を採決いたします。お諮りいたします。本案のとおり、宮川阪光 氏を、人権擁護委員候補者として適任であると認める方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

賛成者：徳永議員、林 敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、
藏谷議員、寺下議員、大西議員。

反対者：林 康彦議員、池本 光章議員、亀井議員、濱田議員、池本 興治議員

起立、多数です。よって、議案第40号は、本案のとおり人権擁護委員候補者として適任であることを決定されました。

続いて、議案第41号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を採決いたします。お諮りいたします。本案のとおり、古川 貢 氏を、人権擁護委員候補者として適任であると認める方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

全員、起立です。よって、議案第41号は、本案のとおり人権擁護委員候補者として適任であることに決定されました。

散 会

○（前田 省二 議長）

お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）異議なしと認めます。よって残りの議事日程については、3月19日午前10時から開議いたします。これをもちまして本会議を本日の会議を延会いたします。

(起立、礼)

(了)

(令和3年3月9日 午後4時46分 閉会)

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員